

# 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

(平成 30 年度～平成 32 年度)

～自立と共生のまちづくりをめざして～

平成 30 年 3 月

**東 温 市**



## はじめに

本市では、平成 27 年 3 月に、平成 29 年度までの 3 か年を期間とする「第 4 期障がい福祉計画」を策定し、障がいのある人が、社会の一員として、住み慣れた地域の中で安心して暮らせる、心のかようまちづくりを推進してまいりました。

この間、国においては、障がいのある人に関わる様々な制度改革に向けた検討が進められ、平成 28 年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されるとともに、同年 5 月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と「児童福祉法」の一部が改正され、平成 30 年 4 月から施行されることになりました。

本市では、このような状況を踏まえ、「第 4 期障がい福祉計画」の取組を継続、発展させ、本市の障がい者施策をより一層進めていくため、このたび平成 30 年度から 32 年度までの「第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

今回の計画では、障がい者が自ら望む住み慣れた地域での生活の支援をはじめ、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、関係機関との連携等、年齢に応じた切れ目の無い支援体制の構築を図ってまいります。

また、障がいのある人とない人が、障がいの有無にかかわらず一緒に暮らせるまちづくりの推進に向けて、障がい者差別の解消のための取組みについても推進してまいります。

今後も「障がい者基本計画」の理念である、障がいのある人もない人も、共に支え合い、すべての人が生き生きと安心して自分らしく暮らせる、「自立と共生のまちづくり」をめざしてまいりたいと考えておりますので、地域住民の皆様や関係各位の格別の御理解、御協力を賜りますよう、お願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見、御提言をいただきました、東温市障がい者基本計画等策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリングなどに御協力いただきました多くの皆様に心から感謝を申し上げます。

平成 30 年 3 月

東温市長 加 藤 章

# 目 次

第1章 序論 .....	1
1 計画の概要 .....	1
2 障がい者を取り巻く状況 .....	5
第2章 計画の方向性と重点目標 .....	11
1 計画の方向性 .....	11
2 平成32年度末までに重点的に取り組む目標 .....	13
第3章 障がい福祉計画 .....	16
1 障害福祉サービスの利用動向と見込量 .....	16
2 地域生活支援事業の実施状況と見込量 .....	28
3 市の任意事業の実施状況と見込量 .....	40
第4章 障がい児福祉計画 .....	42
1 障がい児福祉計画策定の経緯 .....	42
2 障害児福祉サービスの利用動向と見込量 .....	42
3 障がい児支援体制の整備 .....	46
第5章 計画の推進に向けた基本的な考え方 .....	47
1 障がいのある人のニーズの把握 .....	47
2 サービスを利用しやすい環境づくり .....	47
3 地域社会の理解促進 .....	47
第6章 計画の推進体制 .....	48
1 計画の進行管理及び点検・評価結果の反映 .....	48
2 地域ネットワークの強化 .....	49
3 関係機関・団体との連携 .....	50
資料編 .....	51
1 障がい者基本計画の概要 .....	51
2 市民アンケート調査 .....	54
3 団体ヒアリング調査 .....	98
4 東温市障害者基本計画等策定委員会規則 .....	102
5 東温市障がい者基本計画等策定委員会委員名簿 .....	103

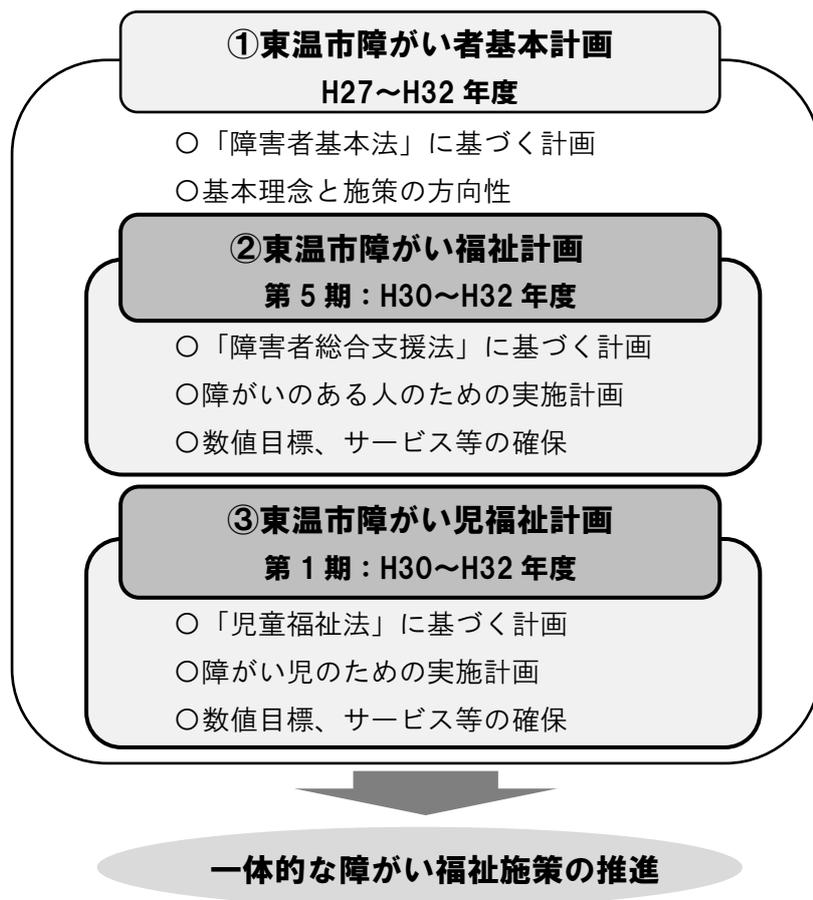
# 第1章 序論

## 1 計画の概要

### (1) 計画策定の背景

市町村には、障がい者福祉に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、また障害福祉サービスの提供等を円滑に実施するため、障害者基本法第11条に基づく障がい者基本計画及び障害者総合支援法第88条に基づく障がい福祉計画の策定が定められています。また、第5期障がい福祉計画策定においては、児童福祉法第33条の20に基づく障がい児福祉計画を一体的に策定することとされています。

本市では、これまで東温市障がい者基本計画及び東温市障がい福祉計画（第1期～第4期）を策定し、障害福祉サービスの充実に努めてまいりましたが、東温市第4期障がい福祉計画の計画期間が平成29年度末で終了するため、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とする東温市第5期障がい福祉計画を策定し、併せて東温市第1期障がい児福祉計画を一体的に策定するものです。



#### 【障害者の「害」の表記について】

「障がいのある人もない人も共に生きる「共生社会」の実現」を推進するため、「障害者」などの「害」の表記について、法律用語や施設名等の固有名詞以外は、可能な限りひらがなで表記しています。

## (2) 計画策定における視点

### ① 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部が改正され、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上のための環境整備等を行うこととされました。

### ② 第5期障がい福祉計画の基本指針の改正

法改正に伴い、障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定める国の基本指針が見直されました。

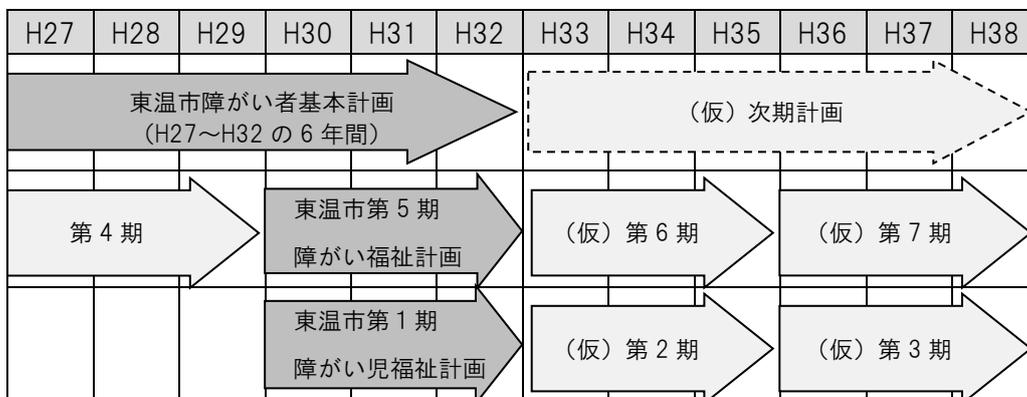
#### 基本指針の見直しのポイント

- 1 地域における生活の維持及び継続の推進
- 2 精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 就労定着に向けた支援
- 4 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- 5 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 6 発達障がいのある人への支援の一層の充実

## (3) 計画の期間

第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

※ 障がい者基本計画は平成27年度から平成32年度までの6年間です。



## (4) 計画の策定体制

計画の策定に当たり、下記に掲げる方法等により、障がい福祉関係者、学識経験者、市民の参画を求め、幅広い意見の聴取に努めました。

### ① 障がい者の現状を把握するための実態調査の実施

障がいのある人の地域移行や一般就労の促進などに向け、障がい者ニーズを把握するため、障がいのある人やその介助者に対してアンケート調査を、また、障がい者団体やボランティア団体に対してヒアリング調査を行いました。

### ■ 調査概要

#### ○ 市民アンケート調査

項目	内容
調査対象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている方、または児童発達支援等の受給者証をお持ちの児童の保護者
抽出方法	上記該当者から無作為抽出
配布数	1,770 票
調査方法	郵送法
調査時期	平成 29 年 7 月～8 月
有効回収数	911 票
有効回収率	51.5%

#### ○ 障がい者団体・ボランティア団体へのヒアリング調査

項目	内容
調査対象	東温市内の障がい者団体・ボランティア団体
回収団体数	【障がい者団体】 6 団体・【ボランティア団体】 1 団体

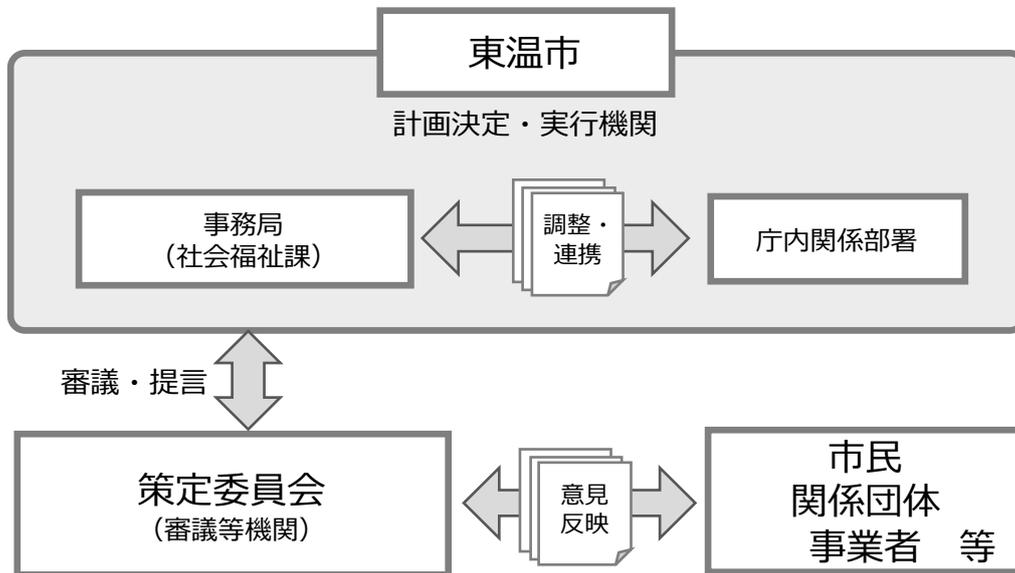
② 東温市障がい者基本計画等策定委員会での審議

社会全体で障がい福祉に対する取組を行っていく必要があるため、行政機関内部だけでなく医療・福祉関係者や障がい者団体等で構成された「東温市障がい者基本計画等策定委員会」で審議し、その提言を計画に反映しています。

③ パブリックコメントの実施

地域住民の参加は今後ますます重要となっていくことから、広く市民の意見を聴取し、計画に反映するよう、パブリックコメントを実施しました。

■ 計画の策定体制



## 2 障がい者を取り巻く状況

### (1) 人口・世帯の動向

#### ① 人口の推移

総人口と年齢3区分人口（比率）の推移

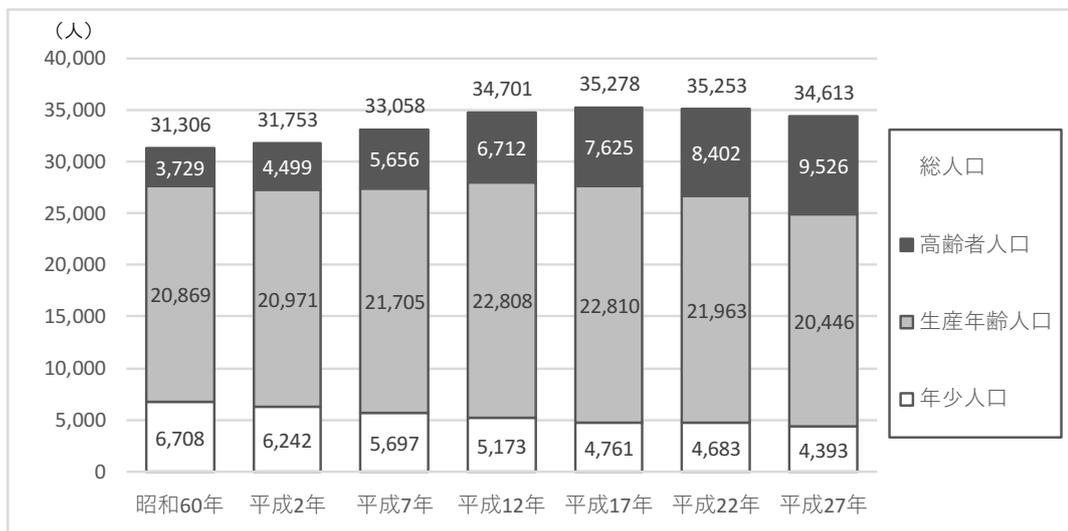
（単位：人、％）

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	31,306	31,753	33,058	34,701	35,278	35,253	34,613
年少人口 (0～14歳)	6,708	6,242	5,697	5,173	4,761	4,683	4,393
	21.4	19.7	17.2	14.9	13.5	13.3	12.7
生産年齢人口 (15～64歳)	20,869	20,971	21,705	22,808	22,810	21,963	20,446
	66.7	66	65.7	65.7	64.7	62.3	59.1
高齢者人口 (65歳以上)	3,729	4,499	5,656	6,712	7,625	8,402	9,526
	11.9	14.2	17.1	19.3	21.6	23.8	27.5

※年齢不詳人口がいるため、各年齢区分人口と総人口が一致しない場合があります。

【資料】国勢調査

年齢3区分別人口の推移



② 世帯数・平均世帯人員の推移

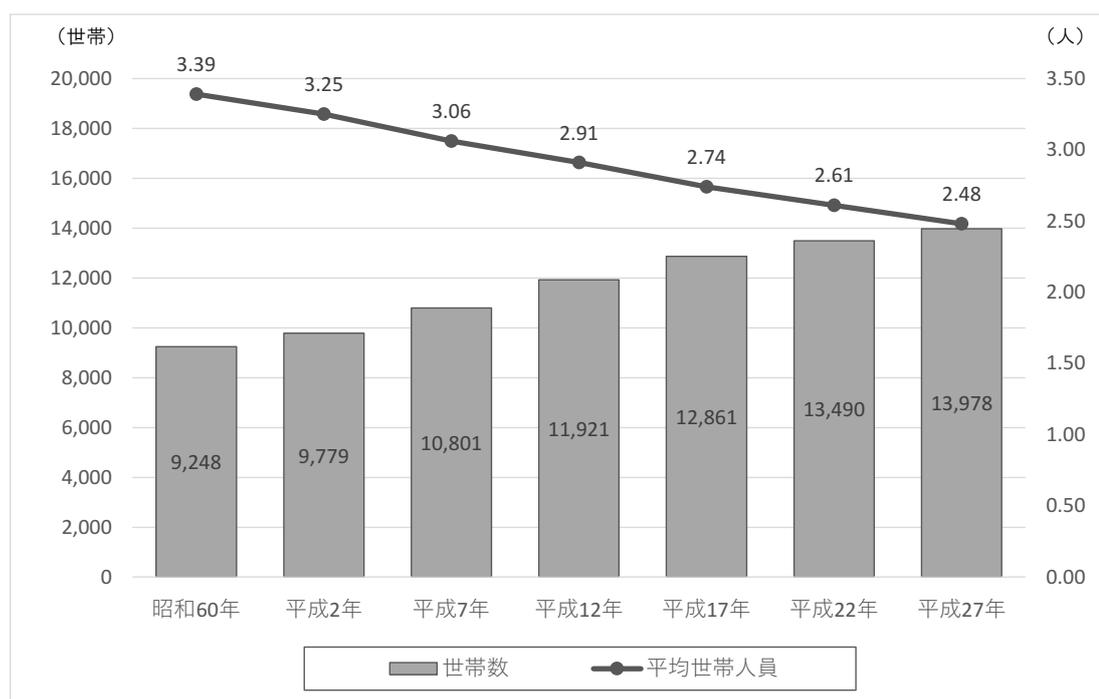
世帯数と平均世帯人員の推移

(単位：世帯、人)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯数	9,248	9,779	10,801	11,921	12,861	13,490	13,978
平均世帯人員	3.39	3.25	3.06	2.91	2.74	2.61	2.48

【資料】国勢調査

世帯数と平均世帯人員の推移



## (2) 障がい者（児）の状況

### ① 身体障がい者（児）の状況

身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）

（単位：人）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
0～17歳	38	36	39	44	44
18歳以上	1,661	1,654	1,632	1,608	1,551
合計	1,699	1,690	1,671	1,652	1,595

【資料】社会福祉課（各年4月1日現在）

身体障害者手帳所持者数の推移（障がいの等級別）

（単位：人）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1級	631	623	623	618	595
2級	322	317	311	296	277
3級	253	246	242	242	240
4級	372	384	370	364	361
5級	59	61	65	65	61
6級	62	59	60	67	61
合計	1,699	1,690	1,671	1,652	1,595

【資料】社会福祉課（各年4月1日現在）

身体障害者手帳所持者数の推移（障がい種類別）

（単位：人）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
視覚障害	103	99	94	88	86
聴覚平衡機能障害	96	92	86	85	81
音声言語そしゃく機能障害	23	17	17	16	19
肢体不自由	1,006	1,013	1,008	980	931
内部障害	471	469	466	483	478
合計	1,699	1,690	1,671	1,652	1,595

【資料】社会福祉課（各年4月1日現在）

自立支援医療（更生医療、育成医療）受給者数の推移

（単位：人）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
更生医療	71	51	63	63	54
育成医療	6	9	3	3	1

【資料】社会福祉課（平成25年～平成28年は、各年度内（4月1日～翌3月31日）の実績値（平成29年度については、11月末現在の実績値）

② 知的障がい者（児）の状況

療育手帳所持者数の推移（年齢別）

（単位：人）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
0～17歳	70	69	78	84	93
18歳以上	245	252	259	258	265
合計	315	321	337	342	358

【資料】社会福祉課（各年4月1日現在）

療育手帳所持者の推移（障がい程度別）

（単位：人）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
A	164	162	167	172	174
B	151	159	170	170	184
合計	315	321	337	342	358

【資料】社会福祉課（各年4月1日現在）

③ 精神障がい者（児）の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年齢別）

（単位：人）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
0～17歳	2	2	1	3	5
18歳以上	142	162	175	192	194
合計	144	164	176	195	199

【資料】社会福祉課（各年4月1日現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（障がいの等級別）

（単位：人）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1級	28	27	26	27	27
2級	104	114	123	138	138
3級	12	23	27	30	34
合計	144	164	176	195	199

【資料】社会福祉課（各年4月1日現在）

自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

（単位：人）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
精神通院医療	255	322	412	465	347

【資料】社会福祉課（平成25年～平成28年は、各年度内（4月1日～翌3月31日）の実績値（平成29年度については、11月末現在の実績値）

④ 難病患者等の状況

医療受給者証所持者数の推移

(単位：人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
特定疾患	274	291	298	304	307
小児慢性特定疾患	35	35	33	38	37
合計	309	326	331	342	344

【資料】社会福祉課（各年4月1日現在）

⑤ 障がい児を取り巻く教育環境の状況

障がい児保育の実施状況の推移

(単位：人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
入所児童数	30	30	30	29	31

【資料】社会福祉課（各年4月1日現在）

特別支援学級の学校数と児童・生徒数の推移

(単位：学級数、人)

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
小学校	学級数	12	12	12	13	18
	児童数	29	31	34	40	48
中学校	学級数	6	6	6	7	7
	生徒数	17	16	18	12	15

【資料】学校教育課（各年5月1日現在）

⑥ 経済的支援受給者等の状況

経済的支援受給者数等の推移

(単位：人)

		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
特別障害者手当	受給者数	32	37	41	43	38
障害児福祉手当	受給者数	37	36	36	35	35
特別児童扶養手当	受給者数	101	112	113	120	130
心身障害者扶養共済制度	加入者数	35	34	31	28	27
	受給者数	26	26	29	29	30

【資料】社会福祉課（各年4月30日現在）

⑦ 障害支援区分の状況

障害支援（程度）区分人数の推移

（単位：人）

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
区分1	10	8	7	3	4
区分2	34	40	41	34	34
区分3	58	53	44	38	34
区分4	52	61	59	55	45
区分5	30	28	34	47	55
区分6	33	37	48	54	64
合計	217	227	233	231	236

【資料】社会福祉課（各年4月1日現在）

※平成25年までは、「程度区分」だったものが、平成26年以降は「支援区分」に変わりました。

## 第2章 計画の方向性と重点目標

### 1 計画の方向性

東温市第5期障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条、東温市第1期障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、障害福祉サービス等の確保に関する計画です。

障害者総合支援法における基本的理念、及び東温市障がい者基本計画における基本理念「自立と共生のまちづくりをめざして」を踏まえ、この計画においては次の5項目を基本的な方向性として掲げ、その推進を図ります。

#### (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

「障がいのある人もない人も、共に普通に暮らせる地域をつくる」という考え方のもとに、障がいの種別や程度を問わず、障がいのある人が自分の住みたい場所に住み、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立と社会参加が実現できるよう、自己決定と自己選択を尊重するとともに、意思決定の支援（判断の根拠となる情報や考え方の提供、意思決定の表明への支援）に配慮します。

#### (2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスを受けられる身近な利用環境の充実

障がいのある人が、その障がいの種別にかかわらず、必要な福祉サービスを身近な地域で受けられるよう、サービスの提供基盤の充実を図ります。

#### (3) 入所施設から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立と社会参加を支援する観点から、入院や入所からの地域生活への移行、地域生活の継続支援や就労支援といった重要な課題に対応するため、地域の社会資源を最大限に活用しながら、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を進めます。

#### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域に暮らす全ての住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、“地域”“暮らし”“生きがい”を共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けて、地域住民による主体性を持った地域づくりへの取組や、地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保への取組、医療を要する状態にある障がい児に対する保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を、各関連分野が共通の理解に基づいて協働する包括的な支援体制の構築について、計画的に推進します。

## **(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援**

障がい児支援に当たっては、本人とその家族に対して、早い段階から身近な地域で支援ができるように、質の高い専門的な発達支援が行える障害児通所支援や障害児相談支援などの充実を図るとともに、障がい児のライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援体制の構築を推進します。また、障がい児が地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

これらの方向性を踏まえ、国の「基本指針」に即して今次の計画期間（平成 30～32 年度）における成果目標を設定し、その成果目標を達成するための活動指標（個別サービスの見込量等）を定めます。

## 2 平成 32 年度末までに重点的に取り組む目標

### (1) 施設入所者の地域生活への移行

#### 【国の基本指針】

- ・平成 28 年度末施設入所者数の 9 %以上が平成 32 年度末までに地域生活に移行
- ・平成 28 年度末時点の施設入所者数を平成 32 年度末までに 2 %以上削減

#### 【成果目標】

事 項	目 標	備 考
平成28年度末の施設入所者数 (A)	59人	
平成32年度末の施設入所者数 (B)	57人	
<b>【目標値】削減見込 (A - B)</b>	2人 (3.4%)	平成32年度末までの施設入所者減少見込数
<b>【目標値】地域生活移行者数</b>	6人 (10.2%)	平成32年度末までに施設入所からグループホーム等へ移行する者の数

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### 【国の基本指針】

- ・保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置（市町村または複数市町村による共同）

#### 【成果目標】

事 項	目 標	備 考
<b>【目標値】保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置</b>	圏域で設置	平成32年度末までに設置

※本市においては、庁内関係部局や地域自立支援協議会による検討を重ねるとともに、圏域での取組を視野に入れ、協議の場の設置を目指します。

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

#### 【国の基本指針】

- ・市町村または各圏域に少なくとも 1 つ整備

#### 【成果目標】

事 項	目 標	備 考
<b>【目標値】地域生活支援拠点等の整備数</b>	1か所	平成32年度末の地域生活支援拠点等の数

※本市においては、市を取り巻く地域の状況を鑑み、地域において機能を分担する「面的整備」を考えていくものとします。また、圏域での整備も視野に入れます。

#### (4) 福祉施設利用者の一般就労への移行

##### 【国の基本指針】

- ・ 一般就労への移行者数  
平成 32 年度中に平成 28 年度実績の 1.5 倍以上が福祉施設から移行

##### 【成果目標】

事 項	目 標	備 考
平成28年度中一般就労移行者数	2 人	平成28年度中に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
<b>【目標値】一般就労移行者数</b>	3 人	平成32年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数

#### (5) 就労移行支援事業の利用者数

##### 【国の基本指針】

- ・ 就労移行支援事業利用者  
平成 32 年度末の利用者を平成 28 年度末から 2 割以上増加

##### 【成果目標】

事 項	目 標	備 考
平成28年度末就労移行支援事業所利用者数	7人	平成28年度末における就労移行支援事業所の利用者数
<b>【目標値】就労移行支援事業所の利用者数</b>	9人 (28.6%)	平成32年度末における就労移行支援事業所の利用者数

#### (6) 就労移行支援事業の利用者数（就労移行率）

##### 【国の基本指針】

- ・ 移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所  
平成 32 年度末の利用者数のうち就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上

##### 【成果目標】

事 項	目 標	備 考
<b>【目標値】就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合</b>	50%	平成32年度末における就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合

#### (7) 就労定着支援事業の利用者数（職場定着率）

##### 【国の基本指針】

- ・ 就労定着支援開始 1 年後の職場定着率を 80%以上 **【新設】**

【成果目標】

事 項	目 標	人 数	説 明
【目標値】 就労定着支援事業利 用開始1年後の職場定 着率	67% (B/A)	3人	平成30年度中に新規で就労定着支援事業を利用開始する見込者数 A
		2人	Aのうち、平成31年度末までに12か月以上一般就労している見込者数 B
	80% (D/C)	5人	平成31年度中に新規で就労定着支援事業を利用開始する見込者数 C
		4人	Cのうち、平成32年度末までに12か月以上一般就労している見込者数 D

(8) 障がい児支援の提供体制の整備（か所数）

【国の基本指針】

- ・ 児童発達支援センターを少なくとも1か所以上設置
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

【成果目標】

事 項	目 標	備 考
【目標値】児童発達支援センター	1か所	平成32年度末の児童発達支援センター設置施設数
【目標値】保育所等訪問支援	1か所	平成32年度末の市において保育所等訪問支援を利用できる施設数

(9) 医療的ニーズへの対応

【国の基本指針】

- ・ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場の設置（市、各圏域）

【成果目標】

事 項	目 標	備 考
【目標値】児童発達支援事業所	1か所	平成32年度末の児童発達支援事業所数
【目標値】放課後等デイサービス事業所	1か所	平成32年度末の放課後等デイサービス事業所数
【目標値】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	設置	平成30年度末の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場

# 第3章 障がい福祉計画

## 1 障害福祉サービスの利用動向と見込量

第3期・第4期障害福祉計画（平成24年度から平成29年度）の利用実績の推移を踏まえるとともに、直近の法改正によるサービスの再編やニーズ調査などを総合的に勘案して、第5期障がい福祉計画における障害福祉サービスの見込量を定めました。

なお、見込量を表すものとして、次の単位を使用しています。

- ・人／月 …1か月に利用した人数（利用人数）
- ・時間／月…1か月に利用された時間（利用時間）
- ・人日／月…1か月に一人ひとりの利用者が利用した日数（利用量）

### （1）訪問系サービス

#### 【サービスの概要】

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより自己判断能力に制限を受けている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。

#### 【サービスの利用動向】

平成29年度末の達成率見込みは、利用人数が116.3%であるのに対し、利用時間は62.7%となっています。計画相談支援の利用により、適切なサービスの利用が進んでいると考えられます。

居宅介護は、利用人数、利用時間ともに減少傾向にある一方、同行援護及び重度訪問介護の利用時間は増加しています。

【サービス利用状況】

サービス名	単位	区分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込)
居宅介護 同行援護 重度訪問介護	(利用人数) 人/月	計画値	58	62	66	70	75	80
		実績値	75	86	77	90	89	93
		達成率	129.3%	138.7%	116.7%	128.6%	118.7%	116.3%
行動援護 重度障害者等 包括支援	(利用時間) 時間/月	計画値	1,140	1,179	1,218	1,250	1,290	1,330
		実績値	1,107	1,211	826	885	883	834
		達成率	97.1%	102.7%	67.8%	70.8%	68.4%	62.7%

【サービスの見込量】

平成 29 年度までの各サービス利用実績等をもとに、次のとおり見込みます。				
サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護 同行援護 重度訪問介護	(利用人数) 人/月	97	101	106
	(利用時間) 時間/月	789	745	704

【見込量確保のための方策】

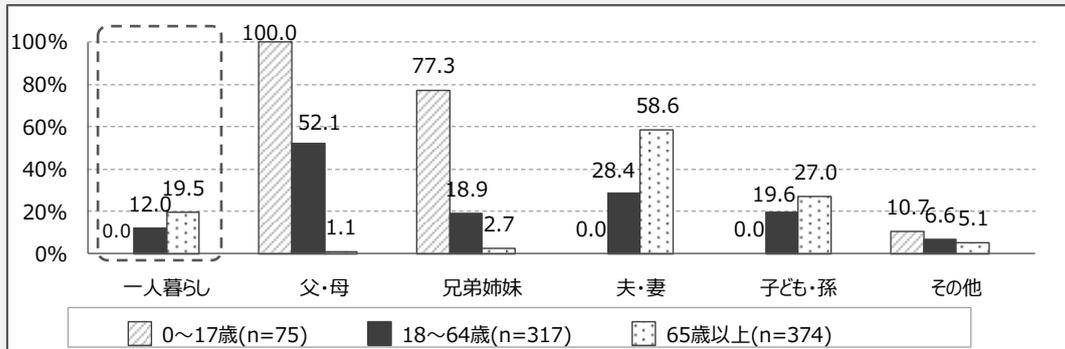
利用者や事業者への情報提供を進め、計画相談支援の利用による適切なサービスの提供を図ります。また、精神障がい者や重度障がい者に対するサービス提供事業所の確保、同行援護及び行動援護に従事する専門的人材の確保に努めます。

障がいについての理解を深め、地域で支え合い、助け合う、地域共生社会の実現に向け、地域自立支援協議会等で、新たな介護力の創出や、地域生活支援拠点の整備に向けた協議を行います。

## アンケート調査結果

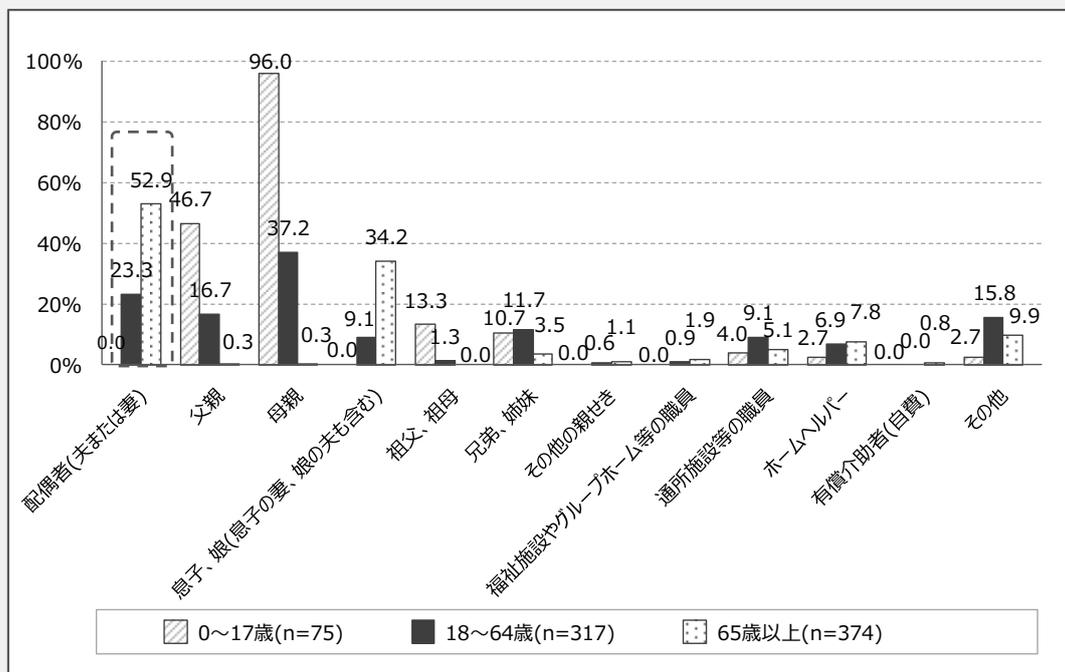
### 一緒に暮らしている人

(一緒に暮らしている人はどなたですか。(複数回答))



データ：市民アンケート調査結果（平成 29 年度）

### 主な介助者（日常生活における主な介助者はどなたですか。(複数回答))



データ：市民アンケート調査結果（平成 29 年度）

### 調査結果からみえる課題

65歳以上のうち、一人暮らしと回答した人が19.5%います。また、日常生活における主な介護者については、65歳以上のうち、配偶者（夫または妻）と回答した人は52.9%います。

高齢者の一人暮らしや、いわゆる老老介護の増加が課題となっていますが、障がいのある人では、さらに引きこもりや突然の事故、病気、配偶者が介護できなくなってしまった後のことが懸念されるため、今後、地域や関係機関による見守りなどの支援を充実していく必要があります。

## (2) 日中活動系サービス

### ① 施設による日中活動サービス

#### 【サービスの概要】

サービス名	内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
短期入所（福祉型、医療型）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間（夜間を含む）、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

#### 【サービスの利用動向】

療養介護の利用者数は、ほぼ固定化しています。生活介護の利用者数は、第3期計画期間中から増加し続けており、利用者1人の月当たり利用日数は18日前後となっています。短期入所（福祉型、医療型）の利用者数は、計画値を大きく上回って推移しており、利用日数についても平成29年度は大幅な増加が見られます。

#### 【サービス利用状況】

サービス名	単位	区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度（見込）
療養介護	(利用人数) 人/月	計画値	7	7	7	8	8	8
		実績値	9	8	8	9	8	8
		達成率	128.6%	114.3%	114.3%	112.5%	100.0%	100.0%
生活介護	(利用人数) 人/月	計画値	93	100	105	135	142	148
		実績値	115	126	139	126	129	133
		達成率	123.7%	126.0%	132.4%	93.3%	90.8%	89.9%
	(利用量) 人日/月	計画値	1,628	1,800	1,943	2,430	2,556	2,664
		実績値	2,061	2,316	2,395	2,438	2,396	2,488
		達成率	126.6%	128.7%	123.3%	100.3%	93.7%	93.4%
短期入所 (福祉型、医療型)	(利用人数) 人/月	計画値	14	15	16	21	23	25
		実績値	39	50	25	43	50	53
		達成率	278.6%	333.3%	156.3%	204.8%	217.4%	212.0%
	(利用量) 人日/月	計画値	70	75	80	85	91	97
		実績値	55	79	113	103	126	155
		達成率	78.6%	105.3%	141.3%	121.2%	138.5%	159.8%

### 【サービスの見込量】

平成 29 年度までの各サービス利用実績等をもとに、障がい者のニーズや地域生活への移行利用等を勘案し、次のとおり見込みます。

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
療育介護	(利用人数) 人/月	8	7	7
生活介護	(利用人数) 人/月	137	141	145
	(利用量) 人日/月	2,583	2,683	2,785
短期入所（福祉型）	(利用人数) 人/月	57	60	64
	(利用量) 人日/月	191	235	289
短期入所（医療型）	(利用人数) 人/月	2	2	2
	(利用量) 人日/月	16	16	16

### 【見込量確保のための方策】

社会福祉協議会、福祉施設や事業所等と連携を強化し、サービスの実施主体の確保に努めます。

短期入所の利用を希望する知的障がい者が多いことから、緊急時の利用や医療援助等のニーズにも対応したサービス提供体制を整備していきます。

## ② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

### 【サービスの概要】

サービス名	内容
自立訓練（機能訓練）	身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の各関係機関との連携調整等の支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の各関係機関との連携調整等の支援を行います。

### 【サービスの利用動向】

機能訓練では、利用者の人数に大きな変化はみられないものの、利用日数が年度により大きく変化しています。

生活訓練では、利用人数、利用日数共に減少傾向となっています。

【サービス利用状況】

サービス名	単位	区分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込)
自立訓練 (機能訓練)	(利用人数) 人/月	計画値	4	5	6	2	2	2
		実績値	3	2	0	1	1	1
		達成率	75.0%	40.0%	0.0%	50.0%	50.0%	50.0%
	(利用量) 人日/月	計画値	20	25	30	20	20	20
		実績値	40	19	0	22	9	6
		達成率	200.0%	76.0%	0.0%	110.0%	45.0%	30.0%
自立訓練 (生活訓練)	(利用人数) 人/月	計画値	2	2	2	6	6	6
		実績値	6	6	3	3	4	4
		達成率	300.0%	300.0%	150.0%	50.0%	66.7%	66.7%
	(利用量) 人日/月	計画値	10	10	10	25	25	25
		実績値	22	33	64	9	18	17
		達成率	220.0%	330.0%	640.0%	36.0%	72.0%	68.0%

【サービスの見込量】

平成29年度までの各サービス利用実績等をもとに、障がい者のニーズや地域生活への移行利用等を勘案し、次のとおり見込みます。

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練（機能訓練）	(利用人数) 人/月	1	1	1
	(利用量) 人日/月	4	3	2
自立訓練（生活訓練）	(利用人数) 人/月	3	3	3
	(利用量) 人日/月	16	15	15

【見込量確保のための方策】

社会福祉協議会、福祉施設や事業所等と連携を強化し、サービスの実施主体の確保に努めます。

### ③ 就労支援（就労移行支援・就労継続支援）

#### 【サービスの概要】

サービス名	内容
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援 （平成30年4月から実施）	一般就労に移行した障がい者に対し、企業や自宅等への訪問等により、就労に伴う生活面の課題解決に向けた支援を行います。

#### 【サービスの利用動向】

就労移行支援は一旦減少傾向に転じたものの、平成27年度以降、増加傾向となっています。

就労継続支援については、A型、B型のいずれも増加傾向で推移しており、第3期計画の平成24年度から増加し続けています。

#### 【サービス利用状況】

サービス名	単位	区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 （見込）
就労移行支援	(利用人数) 人/月	計画値	14	17	20	10	12	13
		実績値	9	9	7	5	7	7
		達成率	64.3%	52.9%	35.0%	50.0%	58.3%	53.8%
	(利用量) 人日/月	計画値	224	272	320	130	135	140
		実績値	158	155	130	77	101	104
		達成率	70.5%	57.0%	40.6%	59.2%	74.8%	74.3%
就労継続支援 (A型)	(利用人数) 人/月	計画値	22	26	30	47	48	49
		実績値	38	45	40	56	63	71
		達成率	172.7%	173.1%	133.3%	119.1%	131.3%	144.9%
	(利用量) 人日/月	計画値	352	416	480	799	816	833
		実績値	523	642	821	989	991	1,163
		達成率	148.6%	154.3%	171.0%	123.8%	121.4%	139.6%

就労継続支援 (B型)	(利用人数) 人/月	計画値	53	56	60	86	87	88
		実績値	74	84	77	98	107	117
		達成率	139.6%	150.0%	128.3%	114.0%	123.0%	133.0%
	(利用量) 人日/月	計画値	901	952	1,020	1,376	1,392	1,408
		実績値	1,001	1,227	1,395	1,516	1,604	1,805
		達成率	111.1%	128.9%	136.8%	110.2%	115.2%	128.2%

### 【サービスの見込量】

平成29年度までの各サービス利用実績等をもとに、障がい者のニーズや地域生活への移行利用等を勘案し、次のとおり見込みます。

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労移行支援	(利用人数) 人/月	8	8	9
	(利用量) 人日/月	130	136	150
就労継続支援(A型)	(利用人数) 人/月	81	92	104
	(利用量) 人日/月	1,364	1,600	1,878
就労継続支援(B型)	(利用人数) 人/月	129	141	155
	(利用量) 人日/月	2,030	2,284	2,570
就労定着支援 (平成30年4月から実施)	(利用人数) 人/月	3	5	7
	(利用量) 人日/月	-	-	-

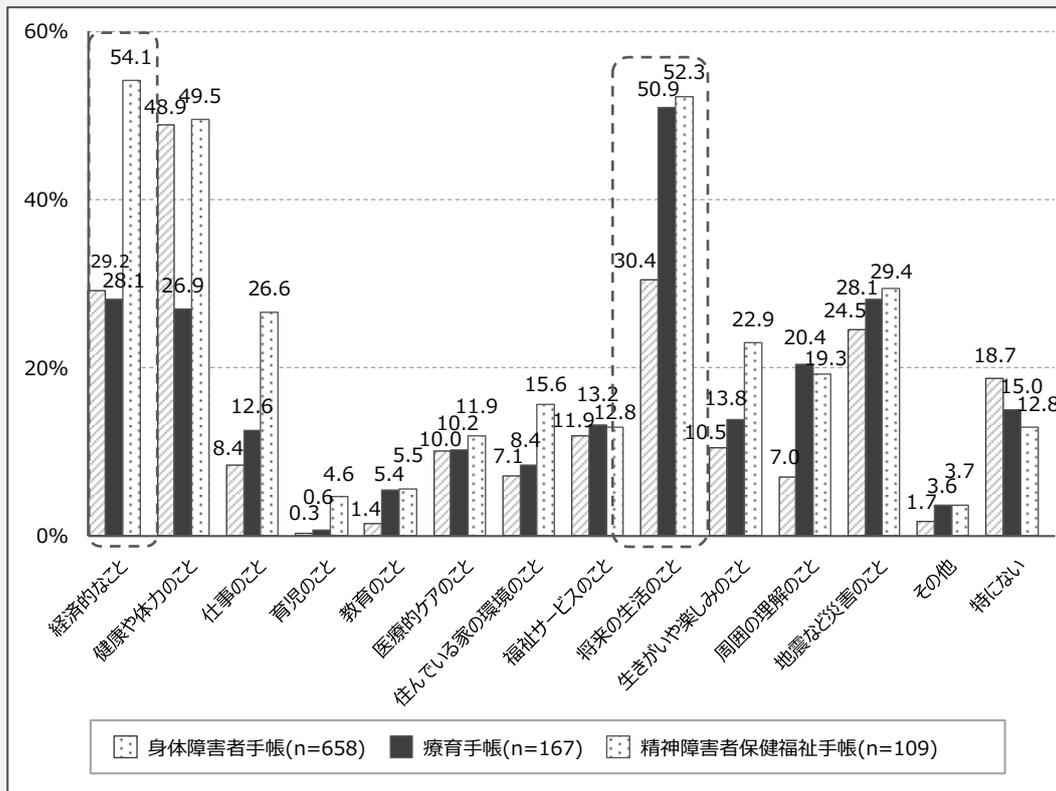
### 【見込量確保のための方策】

県、公共職業安定所、就労支援事業所、高齢・障害者雇用支援機構、障がい者就業・生活支援センター、高等技術専門校等の関係機関と連携し、情報の共有を図りながら、職場の拡大や雇用の継続を推進します。

多様な就労の場の確保を促進するとともに、県、周辺市町との連携を図りながら精神障がい者の地域移行及び就労移行に努めます。

## アンケート調査結果

不安、悩み（今、あなたの悩みや不安、困っていることは何ですか。（複数回答））



データ：市民アンケート調査結果（平成 29 年度）

### 調査結果からみえる課題

不安や悩みについて、知的、精神障がいのある人が「将来の生活」に強い不安、悩みを抱えています。また、精神障がいのある人では「将来の生活」以上に「経済的なこと」への回答が最も多くあります。精神障がいに対する就労支援や事業所、民間企業への理解の促進が考えられます。

### (3) 居住系サービス

#### 【サービスの概要】

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、食事・入浴・排せつなどの介護や家事などの日常生活上の支援、日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所などの関係機関との連絡・調整などを行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

#### 【サービスの利用動向】

共同生活援助（旧ケアホーム、旧グループホーム）と施設入所支援は、どちらも利用者の変化が少なく、近年は一定数を維持する傾向にあります。

#### 【サービス利用状況】

サービス名	単位	区分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込)
共同生活援助 (旧ケアホーム、旧グループホーム)	(利用人数) 人/月	計画値	16	18	20	25	28	32
		実績値	18	18	14	16	16	16
		達成率	112.5%	100.0%	70.0%	64.0%	57.1%	50.0%
施設入所支援	(利用人数) 人/月	計画値	47	44	41	56	55	54
		実績値	59	59	57	58	59	59
		達成率	125.5%	134.1%	139.0%	103.6%	107.3%	109.3%

#### 【サービスの見込量】

共同生活援助については、施設の入所者及び入院中の精神障がい者の地域生活移行の状況を勘案して、次のとおり見込みます。

施設入所支援については、過去の実績を踏まえた上で、新規利用者とともに、共同生活援助等へ移行する人の数等を考慮して次のとおり見込みます。

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
共同生活援助 (グループホーム)	(利用人数) 人/月	15	15	14
施設入所支援	(利用人数) 人/月	59	59	57

#### 【見込量確保のための方策】

団体ヒアリング調査の結果では、市内におけるグループホーム等の設置を望む声がありますが、市内社会福祉法人等による開設や市外からの新規参入の動きに至っていません。今後も法人等に対し、市内におけるグループホーム等の設置等を働きかけていきます。

## (4) 相談支援

### 【サービスの概要】

サービス名	内容
計画相談支援	障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するために、サービス等利用計画を作成するとともに、支給決定後、モニタリングやサービス事業者等との連絡調整、計画の見直し等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所、または精神科病院に入院している障がい者に対し、住居の確保、その他地域における生活に移行する相談、その他の支援を行います。
地域定着支援	居宅で単身等の状況で生活する障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等の場合、必要な支援を行います。
自立生活援助 (平成30年4月から実施)	入所施設やグループホーム等から一人暮らしに移行した人の家を定期的に訪問し、生活面や体調面の確認や助言等を行います。

### 【サービスの利用動向】

計画相談支援は、障害者自立支援法の改正によって、平成26年度末までに、障害福祉サービスに係る申請があった全ての事例においてサービス等利用計画案等の作成が必要となったことから、人数が増加しましたが、その後も増加傾向にあります。

地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）は、地域移行支援、地域定着支援いずれも年間0～3人で推移しています。

### 【サービス利用状況】

サービス名	単位	区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込)
計画相談支援	(利用人数) 人/月	計画値	16	30	45	45	50	55
		実績値	20	34	42	53	53	68
		達成率	125.0%	113.3%	93.3%	117.8%	106.0%	123.6%
地域相談支援 (地域移行支援)	(利用人数) 人/月	計画値	1	1	2	2	2	2
		実績値	0	2	1	2	1	3
		達成率	0.0%	200.0%	50.0%	100.0%	50.0%	150.0%
地域相談支援 (地域定着支援)	(利用人数) 人/月	計画値	1	1	2	1	1	1
		実績値	2	0	0	1	0	0
		達成率	200.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%

### 【サービスの見込量】

計画相談支援については、全ての障害福祉サービスまたは地域相談支援の利用者について「サービス等利用計画」を作成する必要があるため、今後もニーズが増大するものと見込まれます。

地域移行支援、地域定着支援については、障害者支援施設入所者数や精神科病院入院者数等をもとに、次のとおり見込みます。

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	(利用人数) 人／月	86	110	140
地域移行支援	(利用人数) 人／月	4	5	6
地域定着支援	(利用人数) 人／月	1	1	1
自立生活援助 (平成 30 年 4 月から実施)	(利用人数) 人／月	3	4	5

### 【見込量確保のための方策】

計画相談支援については、今後も大幅な増加が見込まれることから、相談支援専門員の育成に努め、事業者の参入を促進します。

地域移行支援・地域定着支援について、相談支援の普及・啓発を図るとともに、関係機関との連携強化に努めます。

## 2 地域生活支援事業の実施状況と見込量

### (1) 必須事業

#### ① 理解促進研修・啓発事業

##### 【事業の概要】

障がい者等が日常・社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去や合理的配慮の推進、障がい者等の理解を深め、差別や虐待をなくすための研修・啓発を行います。

##### 【事業の利用動向】

平成 28 年 4 月の障害者差別解消法施行に伴い、市職員を対象とした研修等の実施や、広く市民に向けた広報活動等に取り組んでいます。

##### 【事業実施状況】

事業名	単位	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込)
理解促進研 修・啓発事業	実施の 有無	計画値	-	-	-	有	有	有
		実績値	-	-	-	有	有	有

##### 【事業の整備目標】

事業名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

##### 【見込量確保のための方策】

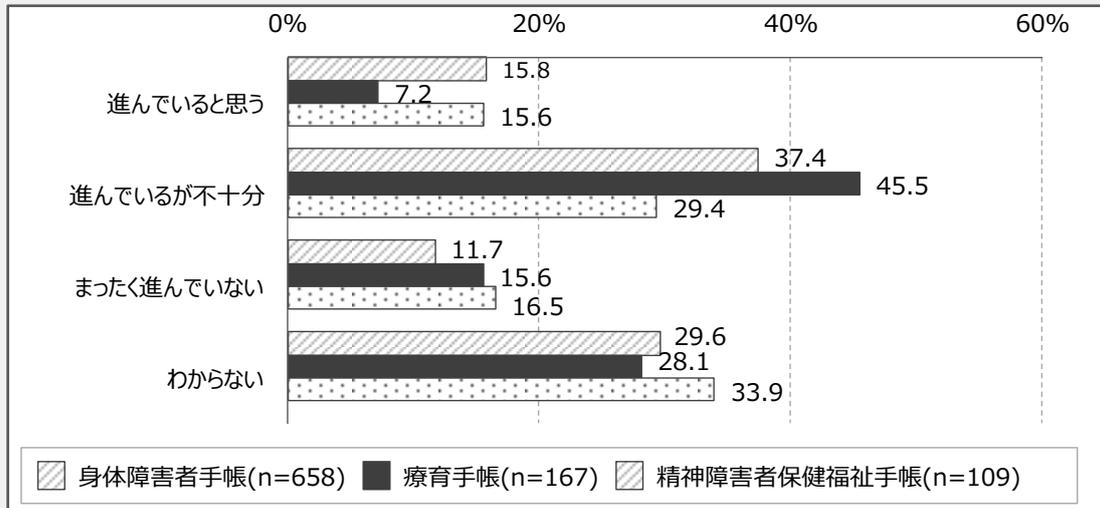
市職員及び市関係施設の職員を対象とする研修の実施や意識改革の働きかけを行い、障がいや障がい者に対する理解と意識を高めます。

事業の実施に当たっては、多くの市民に関心を持ってもらい、継続的に実施するように努めます。

## アンケート調査結果

### 周囲の理解

(あなたは、障がいや障がいのある人に対する周りの人の理解は進んでいると思いますか。)



データ：市民アンケート調査結果（平成 29 年度）

### 調査結果からみえる課題

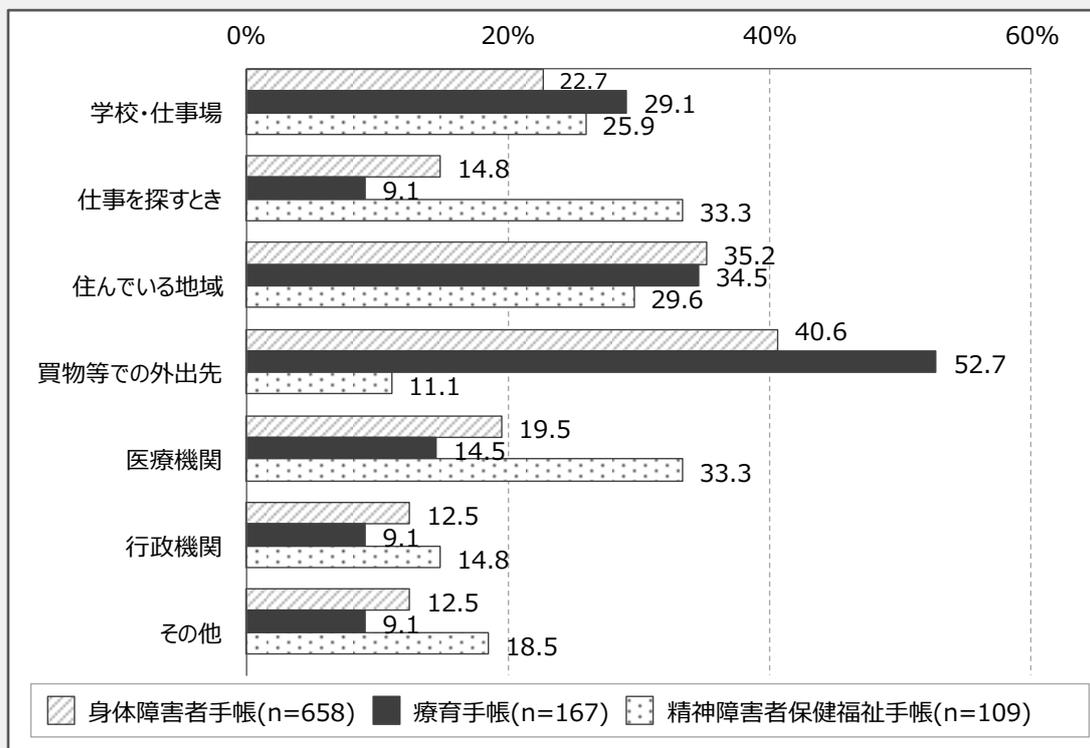
周囲の理解について、知的障がいのある人の回答では、「進んでいるが不十分」「まったく進んでいない」のどちらかに回答した人は 61.1% になり、身体障がい、精神障がいのある人よりも多い割合です。

特に障がい児への理解が不足していると感じている保護者が多くいると考えられるため、学校をはじめ、地域における市民の意識の醸成が求められます。

## アンケート調査結果

### 差別的な扱いを受けた場所や状況

(どのような場所や状況で差別的な扱いを体験しましたか。(複数回答))



データ：市民アンケート調査結果（平成 29 年度）

### 「その他」の主な意見

重い荷物を運んでももらえるよう、頼んだ後の反応が嫌だなと感じた／施設の職員  
の言葉使い／私立幼稚園の見学時、入園相談でやわらかく断られたことがある／  
ジム／宿泊した温泉施設に障がい者用トイレがなかった／SNS／公共交通機関  
のアナウンス・視覚情報が少ない／道路の段差 等

### 調査結果からみえる課題

差別的な扱いを受けた場所や状況について、身体障がいと知的障がいのある人の  
の回答では、「買物等での外出先」「住んでいる地域」が多く、日常生活の中で差  
別的な扱いを受けていると感じています。

一方、精神障がいのある人では、「仕事を探すとき」「医療機関」に多く回答し  
ており、専門的な対応を受ける際に差別的な扱いを受けていると感じています。  
事業所や専門機関における合理的配慮の推進が求められます。

## ② 自発的活動支援事業

### 【事業の概要】

障がい者等が自立した日常・社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

### 【事業の利用動向】

第4期計画における計画及び実績はありません。

### 【事業実施状況】

事業名	単位	区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度(見込)
自発的活動支援事業	実施の有無	計画	-	-	-	無	無	有
		実績	-	-	-	無	無	無

### 【事業の整備目標】

事業実施に当たっては、当事者及び関係機関との調整が必要であるため、計画的に取り組む必要があり、事業実施に向けて検討していきます。

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

### 【見込量確保のための方策】

アンケート調査の結果の中で、地域活動への参加について、精神障がい者の約5割が参加したことがないと回答しています。地域の理解の促進も必要である一方で、自発的な活動への支援を進めていく必要があります。

庁内各課と連携しながら、自発的活動支援事業実施に向けた体制の整備等について、段階的に検討を進めていきます。

## ③ 相談支援事業

### 【事業の概要】

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように支援します。

### 【事業の利用動向】

地域の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを平成25年度に設置しています。センターの存在を周知することにより、相談支援件数が急増し、また、相談内容もより深くなるなど、相談支援の拠点となっています。

このため、基幹相談支援センターに必要な能力を有する専門的職員を増員、配置することで相談支援事業体制の充実に努めています。

【事業実施状況】

事業名	単位	区分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込)
障害者相談支援事業	委託 事業所数	計画値	4	4	4	0	0	0
		実績値	4	3	2	0	0	0
基幹相談支援センター	設置の有無	計画値	無	有	有	有	有	有
		実績値	無	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	計画値	無	有	有	有	有	有
		実績値	無	有	有	有	有	有
住宅入所等支援事業（居住サポート事業）	実施の有無	計画値	無	無	無	無	無	無
		実績値	無	無	無	無	無	無

【事業の整備目標】

平成 29 年度までの各事業の利用実績、本市の実情と利用者のニーズ、制度見直しによる事業の充実等を勘案し、次のとおり見込みました。

住宅入居等支援事業（居住サポート事業）については、基幹相談支援センターの業務内容に含まれており、必要に応じて対応していくこととします。

事業名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者相談支援事業	委託 事業所数	0	0	0
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業 （居住サポート事業）	実施の有無	無	無	無

【見込量確保のための方策】

基幹相談支援センターにおいて、相談支援体制の強化に取り組み、相談支援事業の充実を図ります。

身体・知的・精神の3障がいのみならず、高次脳機能障がい、難病や各種ニーズに対応できるよう、地域自立支援協議会の機能及び相談支援の充実を図っていきます。

地域の相談支援事業者等との連携強化に取り組み、研修会や事例検討会等を定期的開催し、相談支援体制の強化に努めます。

#### ④ 成年後見制度利用支援事業

##### 【事業の概要】

障害福祉サービスを利用しまたは利用しようとする、重度の知的障がいのある人または精神障がいのある人で、必要な費用の助成を受けなければ制度の利用が困難な人に対して、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

##### 【事業の利用動向】

平成 28 年度から市長申立てによる制度利用がみられます。

##### 【事業実施状況】

事業名	単位	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込)
成年後見制度 利用支援事業	利用者数／ 年	計画値	1	1	1	1	2	3
		実績値	0	0	0	0	3	2

##### 【事業の整備目標】

平成 29 年度までの各事業の利用実績、本市の実情と利用者のニーズ、制度見直しによる事業の充実等を勘案し、次のとおり見込みました。

事業名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度 利用支援事業	利用者数／年	2	3	3

##### 【見込量確保のための方策】

相談支援や市障がい者虐待防止センター等と連携しながら、成年後見制度の周知に努めるとともに、制度の適切な利用につなげていきます。

#### ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

##### 【事業の概要】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。

##### 【事業の利用動向】

第 4 期計画における計画及び実績はありません。

【事業実施状況】

事業名	単位	区分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込)
成年後見制度 法人後見支援 事業	実施の 有無	計画	-	-	-	-	-	-
		実績	-	-	-	-	-	-

【事業の整備目標】

既に社会福祉協議会やNPO法人などが実績を積み、適正に行っている状況であるため、現在のところは事業実施を見込んでいません。

事業名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度法人後 見支援事業	実施の有無	無	無	無

【見込量確保のための方策】

社会福祉協議会やNPO法人などと連携して、必要とする方のニーズに対応できる体制の整備に努めます。

⑥ 意思疎通支援事業

【事業の概要】

事業名	内容
手話通訳者派遣事業	聴覚に障がいのある人がその他の者と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚に障がいのある人に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	手話通訳者を市役所に設置して、事務手続き等の利便を図ります。

【事業の利用動向】

意思疎通支援事業に関して、手話通訳者派遣、要約筆記者派遣とも増加傾向にあり、利用延べ人数をみると利用が高まっている状況です。

【事業実施状況】

事業名	単位	区分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込)
手話通訳者 派遣事業	(利用人数) 延人／年	計画値	-	-		48	56	64
		実績値	54	56	53	37	105	124
	利用件数	計画値	10	11	12	6	7	8
		実績値	6	6	6	4	4	4
要約筆記者 派遣事業	(利用人数) 延人／年	計画値	-	-	-	9	13	17
		実績値	8	14	19	7	25	33
	利用件数	計画値	5	6	7	2	3	4
		実績値	1	4	2	1	2	2
手話通訳者 設置事業	設置者数	計画値	-	-	-	0	1	1
		実績値	0	0	0	0	0	0

【事業の整備目標】

平成 29 年度までの各事業の利用実績、本市の実情と利用者のニーズ、制度見直しによる事業の充実等を勘案し、次のとおり見込みました。

事業名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話通訳者派遣事業	(利用人数) 延人／年	146	173	204
	利用件数	3	3	3
要約筆記者派遣事業	(利用人数) 延人／年	44	59	78
	利用件数	3	3	4
手話通訳者設置事業	設置者数	1	1	1

【見込量確保のための方策】

圏域での協力体制を維持し、事業の実施及び人材育成に協力し、質の向上を図ります。  
 情報バリアフリーの環境づくりを推進し、サービス内容等の周知を図ります。  
 手話通訳者設置事業については、市役所における手話通訳者の配置に向けた検討を進めていきます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

【事業の概要】

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与することで、日常生活の便宜を図ります。

【事業の利用動向】

年度によって利用者の増減があり、見込みを下回る年度もありますが、介護・訓練支援用具、排せつ管理支援用具はやや増加しており、その他の用具では減少もしくは横ばいの傾向となっています。

【事業実施状況】

事業名	単位	区分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込)
介護・訓練支援用具	給付件数/年	計画値	4	4	4	3	3	4
		実績値	1	5	2	2	4	6
自立生活支援用具	給付件数/年	計画値	8	9	10	5	6	7
		実績値	4	5	6	8	5	5
在宅療養等支援用具	給付件数/年	計画値	7	8	9	5	6	7
		実績値	3	8	5	7	4	4
情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	計画値	8	9	10	13	14	15
		実績値	15	20	10	10	11	10
排せつ管理支援用具	給付件数/年	計画値	220	222	224	194	198	202
		実績値	258	257	280	311	360	391
居宅生活動作補助用具（在宅改修費）	給付件数/年	計画値	3	3	3	2	2	3
		実績値	1	4	0	2	0	1

【事業の整備目標】

平成29年度までの各事業の利用実績、本市の実情と利用者のニーズ、制度見直しによる事業の充実等を勘案し、次のとおり見込みました。

事業名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	給付件数/年	8	11	16
自立生活支援用具	給付件数/年	6	6	6
在宅療養等支援用具	給付件数/年	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	9	9	8
排せつ管理支援用具	給付件数/年	425	462	502
在宅改修費	給付件数/年	1	1	1

### 【見込量確保のための方策】

特に手帳交付時に制度の説明を行うとともに、相談支援専門員等と連携して利用希望者やニーズを把握し、対象者への情報提供の充実に努めます。

## ⑧ 手話奉仕員養成研修事業

### 【事業の概要】

手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した奉仕員を養成します。

### 【事業の利用動向】

平成 25 年度から実施し、平成 25 年度、平成 26 年度とも、募集人数に対し応募人数が同数でしたが、平成 27 年度以降は計画値を上回る利用者数となっています。

### 【事業実施状況】

事業名	単位	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込)
手話奉仕員養成研修事業	養成研修 修了者数	計画値	-	-	-	10	10	10
		実績値	-	3	2	13	12	9

### 【事業の整備目標】

平成 29 年度までの各事業の利用実績、本市の実情と利用者のニーズ、事業の継続性等を勘案し、次のとおり見込みました。

事業名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習 修了者	10	10	10

### 【見込量確保のための方策】

手話奉仕員養成研修の募集人数の増員等も検討し、事業の拡大に努めます。

## ⑨ 移動支援事業

### 【事業の概要】

屋外での移動に困難がある障がいのある人について、外出のための支援を行うことによって、地域での自立生活及び社会参加を促します。

### 【事業の利用動向】

移動支援事業について、いずれも計画値より大きく上回っており、増加傾向にあります。

### 【事業実施状況】

事業名	単位	区分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込)
移動支援	実施か所数	計画値	-	-	-	14	14	1
		実績値	21	21	21	23	26	27
	利用者数／ 年	計画値	35	40	45	25	27	29
		実績値	30	20	24	25	37	39
	延利用 時間／年	計画値	3,100	3,500	4,000	1,416	1,501	1,591
		実績値	1,807	1,472	1,590	1,898	2,145	2,238

### 【事業の整備目標】

平成 29 年度までの各事業の利用実績、本市の実情と利用者のニーズ、制度見直しによる事業の充実等を勘案し、次のとおり見込みました。

事業名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	実施か所数	29	31	32
	利用者数／年	41	43	46
	延利用時間／年	2,336	2,438	2,545

### 【見込量確保のための方策】

移動支援事業の周知を図り、サービスの利用促進、提供体制の確保に努めます。

サービス提供事業者に対して情報提供を行い、多様な事業者の参入促進を図るとともに、事業者における専門的な人材の確保及び資質の向上を働きかけていきます。

## ⑩ 地域活動支援センター

### 【事業の概要】

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うもので、基礎的事業と基礎的事業を機能強化する事業とがあります。機能強化事業の例として、下記の類型が設けられています。

類型	内容
I 型	専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との調整、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進に係る啓発等を行います。相談支援事業を併せて実施または委託を受けていることを要件とします。
II 型	地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
III 型	地域の障がい者等のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業です。

### 【事業の利用動向】

平成 26 年 3 月に地域活動支援センターの指定を行い、基礎的事業の強化を図っています。

### 【事業実施状況】

事業名	単位	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込)
地域活動支援センター	実施か所数	計画値	0	0	0	1	1	1
		実績値	0	1	0	1	1	1
	利用件数/月	計画値	0	0	0	10	10	10
		実績値	0	10	0	4	4	5

### 【事業の整備目標】

機能強化事業の実施を視野に入れた基礎的事業の強化を図るため、1 か月当たりの利用者数を次のとおり見込みます。

事業名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動支援センター	実施か所数	1	1	1
	利用者数/月	10	10	10

### 【見込量確保のための方策】

精神保健福祉分野のデイケアや基幹相談支援センター等による相談活動の充実を図ることで、地域生活を送っている障がいのある人が、より多く地域活動支援センターに通うことができるよう努めます。

### 3 市の任意事業の実施状況と見込量

#### 【事業の概要】

事業名	内容
日中一時支援事業	障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に実施します。
訪問入浴事業	入浴が困難な在宅の身体障がい者に、訪問により居宅において移動入浴車または浴槽を提供して入浴サービスを行います。
生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の方（非該当者）に対して、日常生活に関する支援、家事に対する必要な支援を行います。
自動車運転免許取得費助成事業	身体障がい者が住み慣れた地域社会で自立した生活を送りながら社会参加できるよう、自動車運転免許取得に要した費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	身体障がい者自らが運転する自動車の改造に要する経費の一部を助成します。

#### 【事業の利用動向】

地域生活支援事業の任意事業に関しては、日中一時支援事業の利用者数や回数がわずかに減少傾向にあります。

その他の事業については、平成 24 年度以降は、ほぼ利用者がいない状況です。

#### 【事業実施状況】

事業名	単位	区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込)
日中一時支援 事業	実施か所数	計画値	-	-	-	7	8	9
		実績値	6	7	7	11	12	11
	(利用人数) 人/月	計画値	23	25	27	21	23	25
		実績値	21	20	15	16	15	14
	(利用回数) 回/年	計画値	375	395	415	399	414	425
		実績値	447	502	560	588	525	547
訪問入浴 サービス事業	(利用人数) 人/年	計画値	1	1	2	1	1	2
		実績値	0	0	0	0	0	0
生活サポート 事業	(利用人数) 人/月	計画値	1	1	2	1	1	2
		実績値	0	0	0	0	0	0
自動車運転 免許取得費 助成事業	(利用件数) 件/年	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績値	0	1	0	0	0	0
自動車改造費 助成事業	(利用件数) 件/年	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績値	0	0	0	1	0	0

**【事業の実施目標】**

平成 29 年度までの各事業の利用実績、本市の実情と利用者のニーズ、制度見直しによる事業の充実等を勘案し、次のとおり見込みました。

事業名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日中一時支援事業	実施か所数	11	11	11
	(利用人数) 人／年	13	12	11
	(利用回数) 回／年	569	592	617
訪問入浴事業	(利用人数) 人／年	1	1	1
生活サポート事業	(利用人数) 人／年	1	1	1
自動車運転免許取得 費助成事業	(利用件数) 件／年	1	1	1
自動車改造費助成事 業	(利用件数) 件／年	1	1	1

**【見込量確保のための方策】**

事業所の新規参入や利用定員拡大のための支援を行い、サービスの利便性向上を推進するとともに、市のホームページや広報等を通じて、サービスの周知を図ります。

日中一時支援事業については、介護者の一時的な休息を確保し、介護負担の軽減に努めます。

訪問入浴サービス事業、生活サポート事業等、利用実績のない事業について、利用希望者の適切な把握と事業の周知に努め、サービスの活用を推進するとともに、実績が少ない自動車運転免許取得費、改造費助成事業についても、社会参加促進事業として引き続き実施します。

# 第4章 障がい児福祉計画

## 1 障がい児福祉計画策定の経緯

平成28年6月、改正障害者総合支援法・改正児童福祉法が公布され、平成30年度から施行される障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、障がい児福祉計画の策定が義務付けられました。本計画の対象となる「障がい児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児をいいます。

障がい児支援は、障がいを持った子どもたちの健やかな育ちを保障し、当たり前の地域生活とその継続を支援するために必要なサービスです。子ども・子育て支援事業計画等との整合性を図り、障がい児とその保護者（家族）のニーズに応じた十分なサービス量を確保する取組を進めていきます。

## 2 障害児福祉サービスの利用動向と見込量

### (1) 障害児通所支援

#### 【サービスの概要】

サービス名	内容
児童発達支援 医療型児童発達支援	療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要がある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の習得や集団生活に適應することができるよう、指導員等が個別指導を一定時間以上行うとともに、集団療育を行うサービスです。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対し、放課後や長期休暇中において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対してその他の児童との集団生活への適應のために専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援 (平成30年4月から実施)	重度の障がいのある児童の自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与を行います。
タイムケア事業（地域生活支援事業）	特別支援学校などに就学する在宅の障がい児を施設で預かることにより、放課後などの活動の場を提供するとともに、保護者の就労支援や一時的な休息を図ります。

#### 【サービスの利用動向】

障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）は、いずれも第4期計画期間中から増加傾向が続いており、特に放課後等デイサービスの利用日数は、計画値を大きく上回っている状況です。

【サービス利用状況】

サービス名	単位	区分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込)
児童発達支援	(利用人数) 人/月	計画値	-	-	-	23	27	32
		実績値	19	22	16	28	37	39
		達成率	-	-	-	121.7%	137.0%	121.8%
	(利用量) 人日/月	計画値	-	-	-	230	270	320
		実績値	218	239	146	242	270	284
		達成率	-	-	-	105.2%	100.0%	88.8%
医療型児童 発達支援	(利用人数) 人/月	計画値	-	-	-	0	0	0
		実績値	0	0	2	0	0	0
		達成率	-	-	-	0.0%	0.0%	0.0%
	(利用量) 人日/月	計画値	-	-	-	0	0	0
		実績値	0	0	20	0	0	0
		達成率	-	-	-	0.0%	0.0%	0.0%
放課後等 デイサービス	(利用人数) 人/月	計画値	-	-	-	51	57	64
		実績値	8	34	47	58	75	79
		達成率	-	-	-	113.7%	131.6%	123.4%
	(利用量) 人日/月	計画値	-	-	-	295	339	390
		実績値	34	240	295	437	710	747
		達成率	-	-	-	148.1%	209.4%	191.5%
保育所等 訪問支援	(利用人数) 人/月	計画値	-	-	-	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	0	0
		達成率	-	-	-	0.0%	0.0%	0.0%
	(利用量) 人日/月	計画値	-	-	-	2	2	2
		実績値	0	0	0	0	0	0
		達成率	-	-	-	0.0%	0.0%	0.0%
タイムケア 事業	(利用人数) 人/月	計画値	-	-	-	-	-	-
		実績値	36	28	33	32	33	32
		達成率	-	-	-	-	-	-
	(利用回数) 回/月	計画値	-	-	-	-	-	-
		実績値	343	167	264	245	239	164
		達成率	-	-	-	-	-	-

### 【サービス見込み量】

平成30年度以降の見込量については、平成29年度までの各サービス及び障害児相談支援の利用実績及び市内在住の18歳未満の障害者手帳所持者数等をもとに、次のとおり見込みます。

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	(利用量) 人日/月	299	314	331
	(利用人数) 人/月	41	43	45
医療型児童発達支援	(利用量) 人日/月	0	0	0
	(利用人数) 人/月	0	0	0
放課後等デイサービス	(利用量) 人日/月	786	826	869
	(利用人数) 人/月	83	87	92
保育所等訪問支援	(利用量) 人日/月	2	2	2
	(利用人数) 人/月	1	1	1
居宅型訪問型児童発達支援 (平成30年4月から実施)	(利用量) 人日/月	0	0	0
	(利用人数) 人/月	0	0	0
タイムケア事業	(利用人数) 人/月	31	30	29
	(利用回数) 回/月	264	278	293

### 【見込量確保のための方策】

児童発達支援、放課後等デイサービスの提供体制の確保に努めるとともに、子育て支援施策及び母子保健施策との連携も図ります。

発達障がい児等の早期発見・早期対応ができる各サービスの充実と、切れ目のないサービス提供体制の整備に努めます。

## (2) 障害児相談支援

### 【サービスの概要】

サービス名	内容
障害児相談支援	障がい児の通所サービスの利用に関する援助を行い、「障害児支援利用計画」に沿って、一定期間ごとに見直しを行います。

### 【サービスの利用動向】

障害児相談支援についても、利用人数は増加傾向にあります。

### 【サービス利用状況】

サービス名	単位	区分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度 (見込)
障害児相談 支援	(利用人数) 人/月	計画値	-	-	-	10	10	10
		実績値	0	0	6	21	28	29
		達成率	-	-	-	210.0%	280.0%	290.0%

### 【サービス利用状況】

平成30年度以降の見込量については、平成29年度までの各サービス及び障害児相談支援の利用実績及び市内在住の18歳未満の障害者手帳所持者数等をもとに、次のとおり見込みます。

サービス名	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児相談支援	(利用人数) 人/月	31	33	34

### 【見込量確保のための方策】

個々の状況やニーズに応じた関係機関の紹介等を行っていきます。

### 3 障がい児支援体制の整備

---

第4期計画から、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期からの一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築することが必要になりました。このため、児童福祉法を基本として、身近な地域での障がい児支援の充実を図るために、障がい者福祉、児童福祉、保健福祉、教育等の連携体制をさらに深め、以下のような取組を行っていきます。

#### (1) 障がい児ニーズの把握

障がい福祉計画等の改正に合わせて、障がい児の生活実態や施策・サービスへの要望等について、アンケート調査により把握し、課題や福祉ニーズを明確化するとともに、その解決へ向けて現行サービスの改善のほか、新規サービスの創設等のための基礎資料とします。

#### (2) 療育体制の整備

障がい児に対する療育体制を整備するために、保健・医療・福祉・教育等の連携の強化を図ります。また、障がい児の地域生活を支えるため、医療との連携した支援が乳幼児から行えるよう、支援の仕組みを検討します。

#### (3) 障がい児教育の充実

障がいのある児童・生徒が、その障がいの種類や程度に応じて、適切な教育を受けられるように、施設のバリアフリー化や学校生活支援員の配置など、教育環境の充実に努めます。

#### (4) 特別支援教育の推進

学習障害（LD）・注意欠陥／多動性障害（ADHD）・高機能自閉症等、教育や療育に特別のニーズがある子どもについて、教員の資質向上を図り、適切な教育的支援に努めます。

特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の援助を行います。

#### (5) サービス提供事業所の確保

障がい児通所サービスを利用したいという希望に対応できるよう、近隣市町とも情報交換を行いながら、サービス提供事業所の確保に努めます。

# 第5章 計画の推進に向けた基本的な考え方

## 1 障がいのある人のニーズの把握

---

各種施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障がいのある人との意見交換の場を設け、当事者やその家族、障がいのある児童の保護者、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

## 2 サービスを利用しやすい環境づくり

---

福祉サービスが多様化する中、利用者自身が福祉サービスを選択することができる体制整備が重要になってきています。このため、効果的な情報提供が行えるよう、様々なサービスなどの情報をわかりやすく整理し、広報誌やホームページなどを通じて、利用者が必要な情報を入手しやすい環境づくりを進めます。

また、各相談窓口の周知を図り、身近な地域の中で、気軽に相談をすることができ、相談内容によっては各専門機関など、最適な相談機関へスムーズにつながるといった、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

さらに、必要なサービスが適正に利用できるよう、調査員や審査会委員などの知識・技術の向上を図り、障がいの状態や必要な支援の度合などを適正に把握・認定し、計画相談支援により障がい者のニーズに応じた支給を決定します。

## 3 地域社会の理解促進

---

地域住民や企業に対して、障がい者や障がいに関する正しい知識の普及・啓発、理解の促進を図り、共に生きる社会の実現を目指します。

さらに、社会福祉協議会とも連携しながら、市民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。

また、庁内においても、全ての職員が障がいのある人に配慮しながら職務に当たることができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

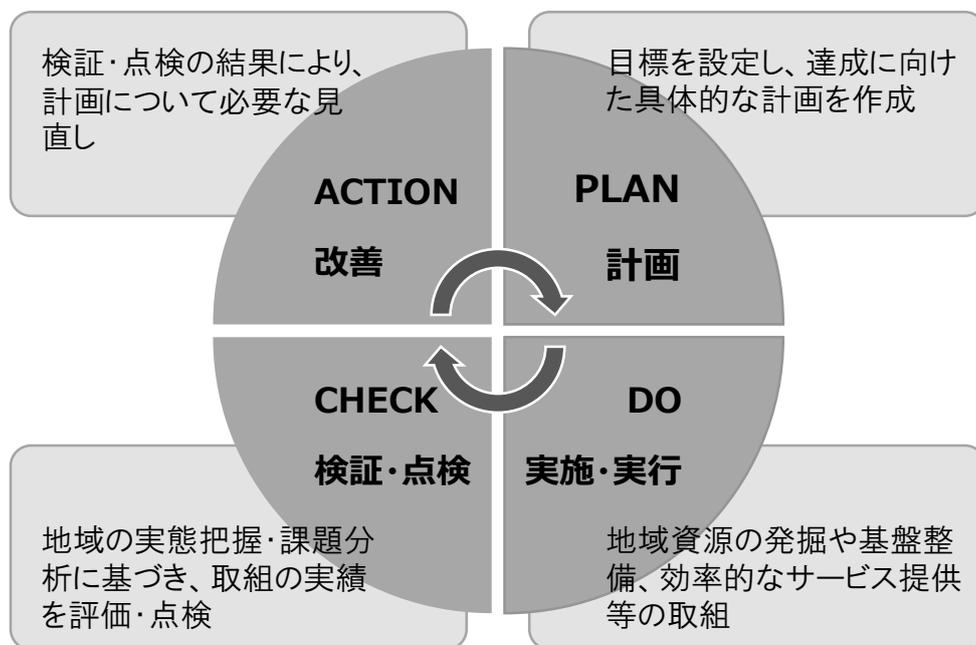
# 第6章 計画の推進体制

## 1 計画の進行管理及び点検・評価結果の反映

総合的かつ効果的な計画の推進を図る必要があるため、関係機関・団体、障がいのある人などとの連携を図るとともに、庁内の推進体制として、「計画（Plan）」、「実施・実行（Do）」、「検証・点検（Check）」、「改善（Action）」のPDCAサイクルを確立し、施策の充実や事業実施の見直しについて、継続的に協議を行います。

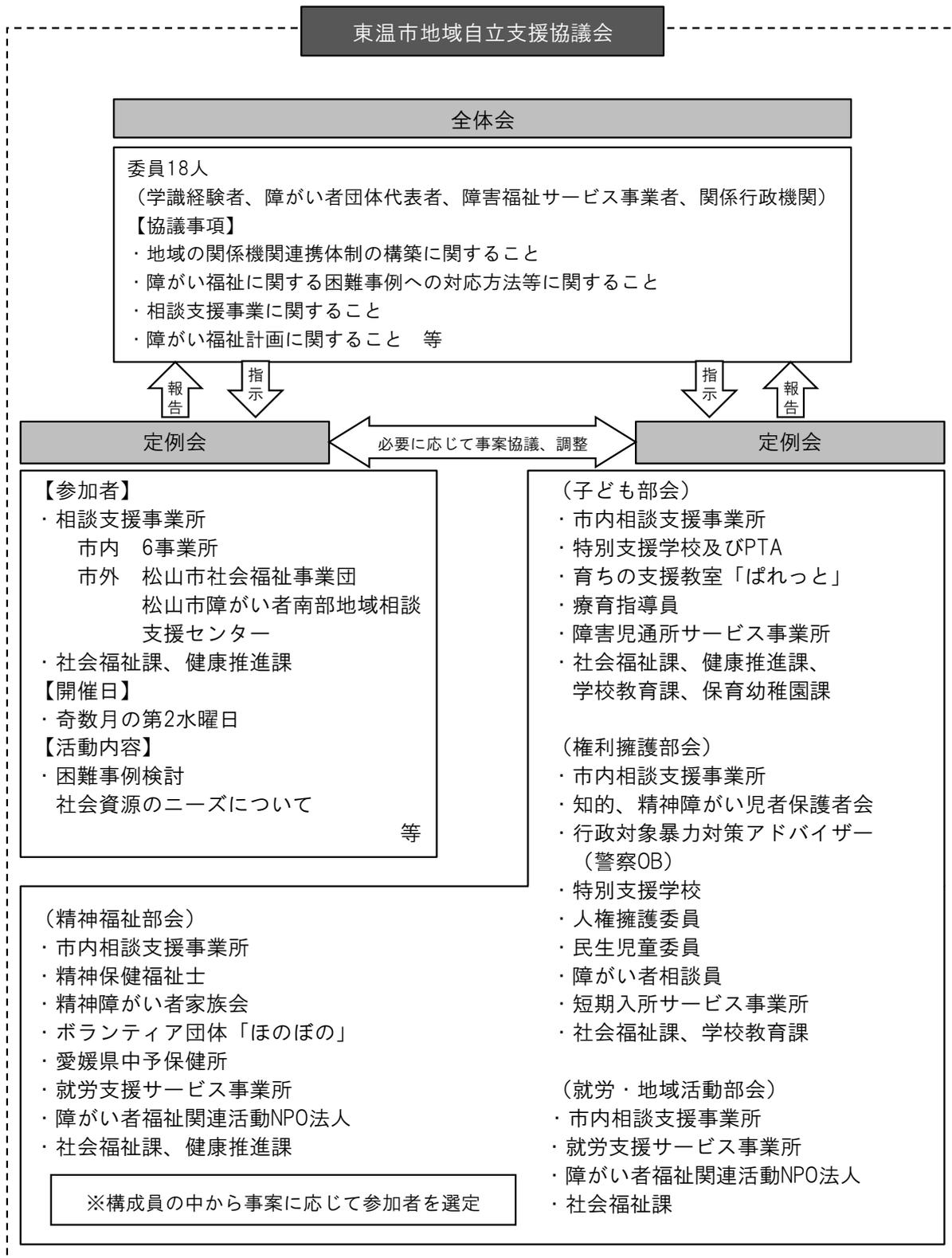
併せて、サービス見込量や事業の実施状況、施設から地域や一般就労への移行状況などについて、年度ごとに検証・点検し、市ホームページなどに公表するとともに、必要に応じ、事業の見直しを行い、計画の円滑な推進を図ります。

### ■計画の進行管理（PDCAサイクル）



## 2 地域ネットワークの強化

市民や関連機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。特に、医療機関、教育機関、雇用関係、施設関係、市民等の様々な立場からの参画を得て開催されている地域自立支援協議会と連携し、地域ネットワークの強化や市内の社会資源に関すること、地域関係機関の連携の在り方等について検討していきます。



### 3 関係機関・団体との連携

---

#### (1) 市民や関係機関・団体との連携

本計画を推進し、障がいのある人のニーズにあった施策を展開するためには、障がい者団体をはじめ、ボランティア団体、民生委員・児童委員、社会福祉協議会など多くの地域関係団体の協力が不可欠です。

また、障がいのある人の地域生活を支えるサービスにおいても、保健・医療的なケアを含めた総合的なサービス提供が必要となります。そのため、これら関係機関・団体と相互に連携を図り、市民に支えられる本計画の着実な推進に向けて取り組めます。

#### (2) 国・県との連携

障がいのある人の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。このため、国や県の新しい動向を注視し、密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。

## 1 障がい者基本計画の概要

---

### (1) 計画の位置づけ

障がい者基本計画は、障がい者施策を推進するための基本理念、基本方向を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障がい者施策推進のための指針（基本計画）となるものです。

### (2) 計画の性格

障がい者基本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に定める市町村障害者計画で、国の「障害者基本計画」及び県の計画の内容を踏まえた計画です。

また、「東温市総合計画」を上位計画とし、保健福祉分野におけるほかの計画をはじめ、教育、雇用、人権、まちづくりなど関連分野における施策との連携を図りながら推進します。

### (3) 計画の期間

障がい者基本計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 32 年度までとします。

### (4) 計画の策定体制

計画の策定に当たり、下記に掲げる方法等により、障がい福祉関係者、学識経験者、市民の参画を求め、幅広い意見の聴取に努めました。

- ① 障がい者の現状を把握するための実態調査の実施
- ② 地域自立支援協議会「子ども部会」アンケート結果の反映
- ③ 東温市障がい者基本計画等策定委員会の開催
- ④ パブリックコメントの実施

## 基本理念

### 『自立と共生のまちづくりをめざして』

～ すべての人が生き生きと安心して自分らしく暮らせるまち ～

東温市は、障がいのある人もない人も、共に支え合い、全ての人が生き生きと安心して自分らしく生活していくため、自立と共生のまちづくりを推進していきます。

## 基本目標

基本理念に基づき、次の5つの基本目標を定め、施策を推進します。

### 基本目標1 地域における支援体制の整備

障がいのある人に対する正しい理解と認識を市民全体に広め、障がいがある人もない人も互いに一人ひとりの個性と人格を尊重し認め合い、偏見や差別のない、共に生きるまちづくりを推進します。

### 基本目標2 暮らしやすい地域生活への移行の促進

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るために、相談・情報提供、サービス供給の担い手の拡大や内容の充実、必要な福祉サービスの質と量の充実に努めるほか、ライフステージに応じた、保健・福祉・医療等の連携による継続的なサービス提供体制の整備を推進します。

### 基本目標3 安全・安心なまちづくりの推進

誰もが地域で自立した生活を送り、積極的に社会参加していくために、道路、建物、公共交通機関等のバリアフリーの視点による改善を図るほか、災害時における障がいのある人への安全確保としての体制の点検・整備を推進します。

### 基本目標4 障がいのある人の自立と社会参加の実現

障がいのある人が地域で自立した生活を送る上で大きな意義がある就労に関して、総合的な就労支援体制の構築を推進します。また、社会的自立を支える上で重要な役割を果たす教育では、学習・活動を通じた総合的な支援と生涯にわたる学習機会の充実に努めます。さらに、スポーツ、レクリエーション、文化活動等の自己表現活動や社会参加活動などの生活の質の向上と生きがいづくりの活動への参加に対する支援、環境整備を推進します。

### 基本目標5 障がいのある子どもたちの成長支援

障がいのある子どもたちが、持てる能力を十分に発揮し自立を目指すために、障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見・治療の推進を図ります。また、健全な発達への支援、保健・医療・福祉・教育等の各種施策の連携による適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供にも努め、さらに、障害福祉サービスの充実、教育支援体制の整備など、一貫した総合的な取組を推進して療育体制の強化やその保護者を支援する体制の強化を図ります。

基本理念

自立と共生のまちづくりをめざして

基本目標・主要施策

基本目標 1 地域における支援体制の整備

- 主要施策 (1) 相互理解と交流の促進
- 主要施策 (2) 権利擁護の推進
- 主要施策 (3) 福祉を支える人づくり

基本目標 2 暮らしやすい地域生活への移行の促進

- 主要施策 (1) 情報提供・相談体制の充実
- 主要施策 (2) 保健・医療サービスの充実
- 主要施策 (3) 障害福祉サービスの充実

基本目標 3 安全・安心なまちづくりの推進

- 主要施策 (1) 福祉のまちづくり
- 主要施策 (2) 防犯・防災対策の確立
- 主要施策 (3) 外出や移動の支援

基本目標 4 障がいのある人の自立と社会参加の実現

- 主要施策 (1) 雇用・就労機会の拡大
- 主要施策 (2) 社会教育の充実
- 主要施策 (3) 文化・スポーツの振興

基本目標 5 障がいのある子どもたちの成長支援

- 主要施策 (1) 早期発見・早期療育体制の充実
- 主要施策 (2) インクルーシブ教育システム構築の推進
- 主要施策 (3) 子育て支援の充実

## 2 市民アンケート調査

### (1) 調査の概要

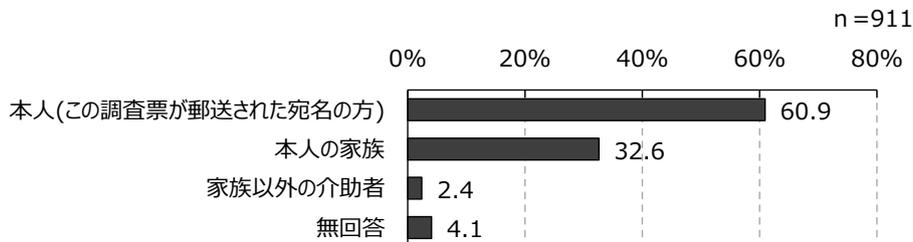
調査概要			
調査目的	東温市民の障がい福祉施策に対する日頃の考えや、要望、意見の把握		
調査結果の活用方法	本計画策定における計画の方向性やサービスの見込量及び見込量確保のための方策を検討するための基礎資料として活用		
調査実施日	平成 29 年 7 月 21 日 (金) ~ 8 月 14 日 (月)		
調査対象	市内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されている方、または児童発達支援等の受給者証をお持ちの児童の保護者 2,400 人		
調査方法	郵送配布・郵送回収		
回収状況	配布数	回収数	回収率
	1,770 票	911 票	51.5%

### (2) 調査結果

#### 1. あなたのことについて

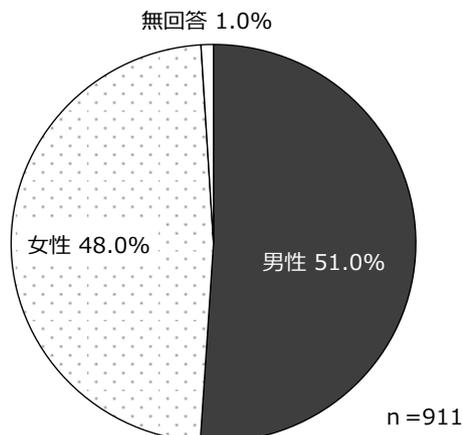
##### 問1 お答えいただくのは、どなたですか。

回答者は、「本人（この調査票が郵送された宛名の方）」が 60.9%で最も多く、次いで「本人の家族」が 32.6%、「家族以外の介助者」が 2.4%となっています。



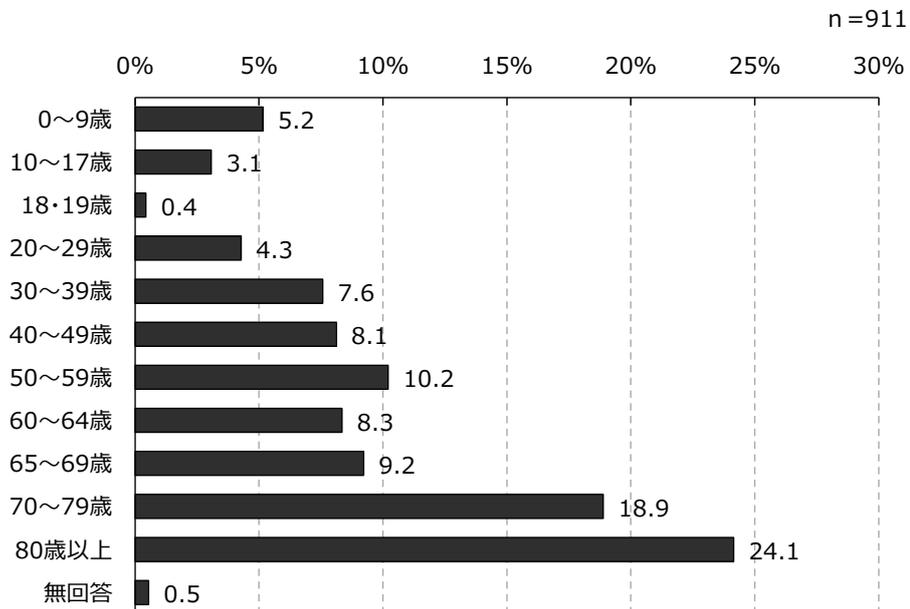
##### 問2 あなたの性別をお答えください。

性別は、「男性」が 51.0%で、「女性」が 48.0%となっています。



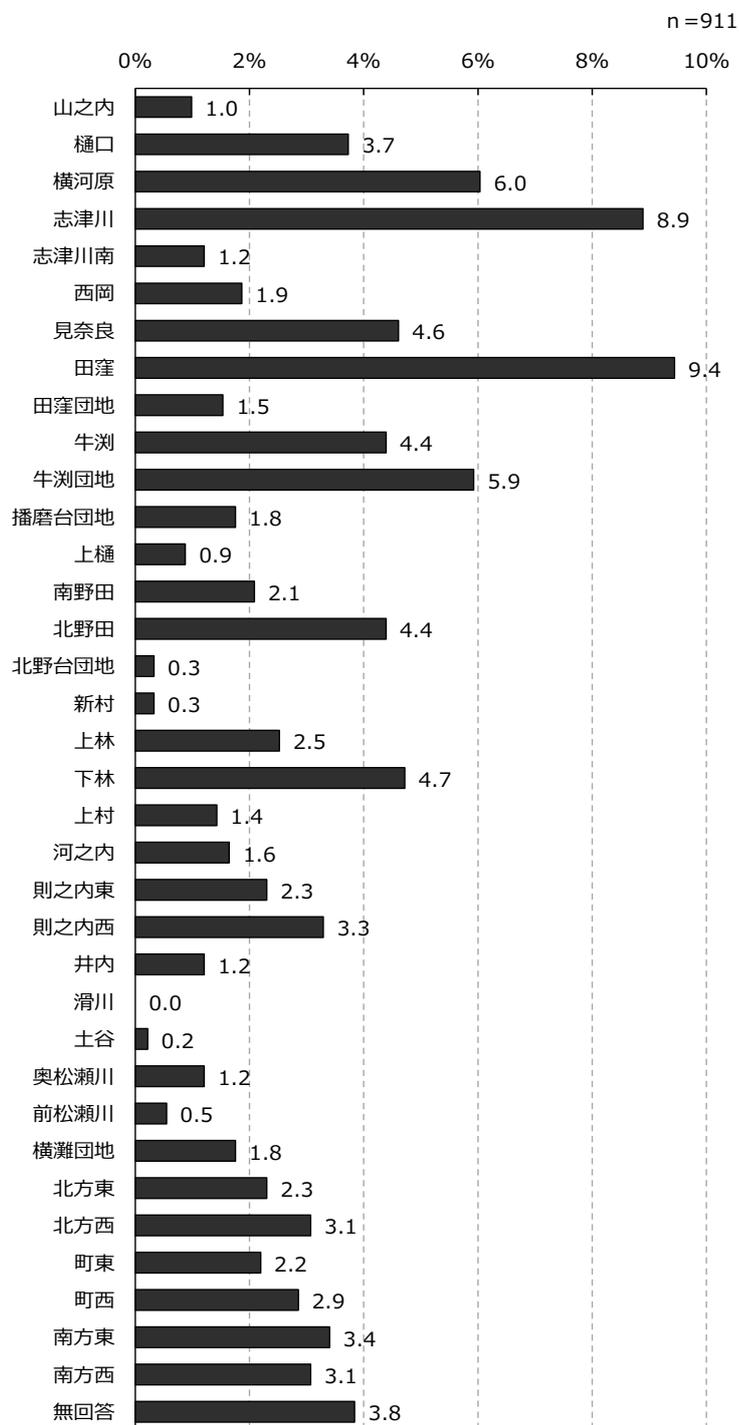
### 問3 あなたの年齢をお答えください。

年齢は、「80歳以上」が24.1%で最も多く、次いで「70～79歳」が18.9%、「50～59歳」が10.2%、「65～69歳」が9.2%、「60～64歳」が8.3%となっています。



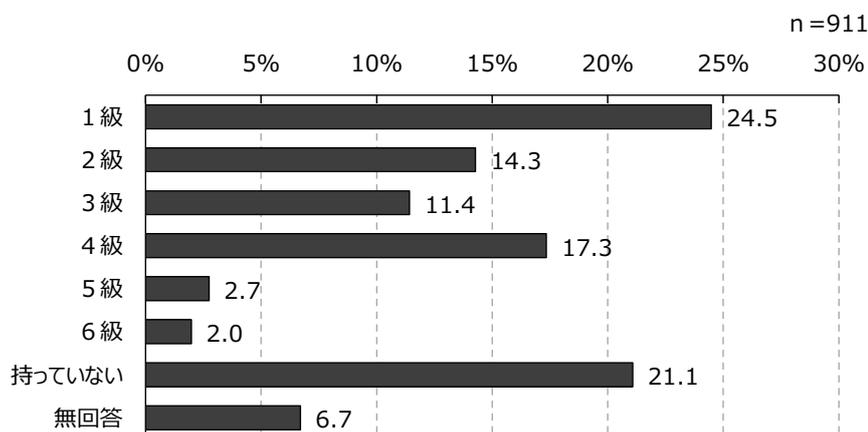
#### 問4 あなたのお住まいの地区をお答えください。

住まいの地区に関して重信地区の「田窪」が9.4%で最も多く、次いで「志津川」が8.9%、「横河原」が6.0%、「牛淵団地」が5.9%、「下林」が4.7%となっています。



**問5 あなたは「身体障害者手帳」を持っていますか。持っている場合は手帳に記載された等級をお答えください。**

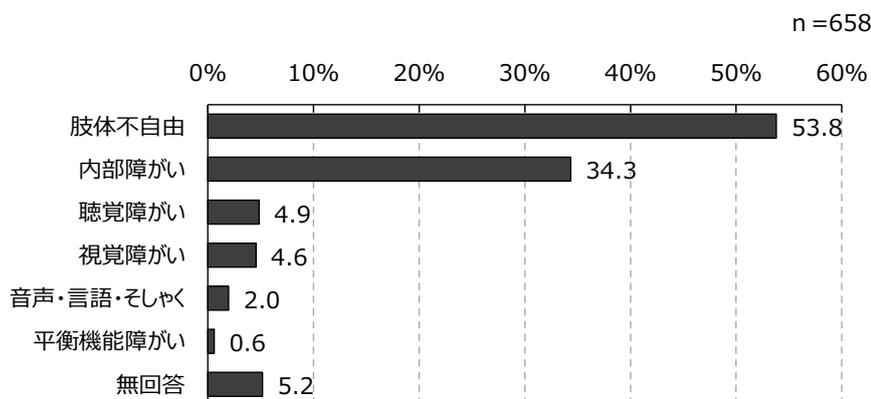
「身体障害者手帳」を持っている方の等級については、「1級」が24.5%で最も多く、次いで「4級」が17.3%、「2級」が14.3%、「3級」が11.4%となっています。また、「持っていない」が21.1%となっています。



【問5で「1. 1級」～「6. 6級」を選択した方にお伺いします。】

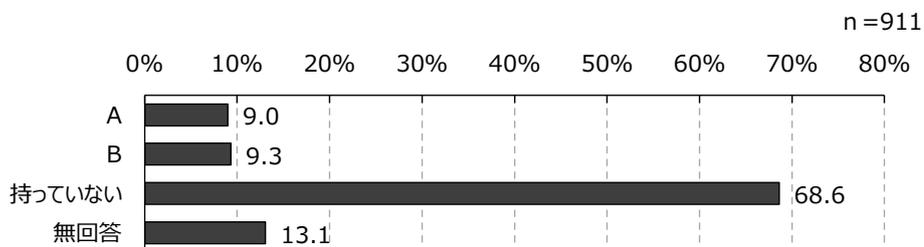
**問5-1 あなたの障がいの種類は次のどれですか。「身体障害者手帳」に記載された項目に○をつけてください。(複数回答)**

障がいの種類については、「肢体不自由(上肢・下肢・体幹の障がい・運動機能障がい)」が53.8%で最も多く、次いで「内部障がい(心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・免疫・肝臓機能の障がい)」が34.3%、「聴覚障がい」が4.9%、「視覚障がい」が4.6%、「音声・言語・そしゃく」が2.0%となっています。



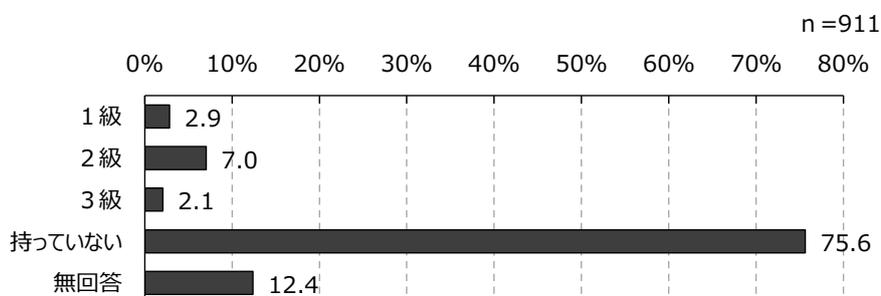
**問6 あなたは「療育手帳」を持っていますか。持っている場合は、手帳に記載された種別をお答えください。**

「療育手帳」については、持っている方の種別は、「B」が9.3%、「A」が9.0%となっています。また、「持っていない」方は68.6%となっています。



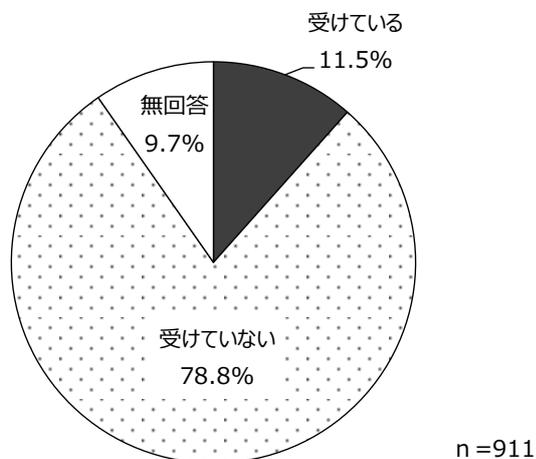
**問7 あなたは「精神障害者保健福祉手帳」を持っていますか。持っている場合は、手帳に記載された等級をお答えください。**

「精神障害者保健福祉手帳」を持っている方の等級の内訳は「2級」が7.0%、「1級」が2.9%、「3級」が2.1%となっています。また、「持っていない」方は75.6%となっています。



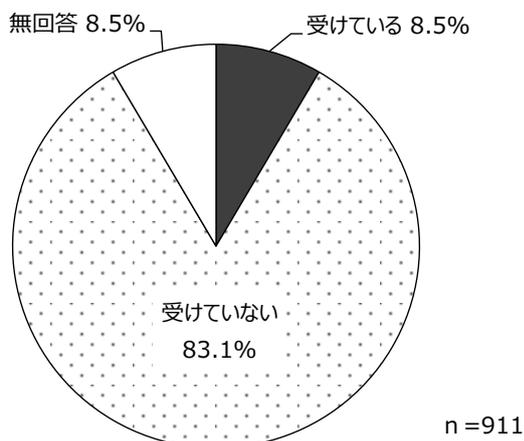
**問8 あなたは「自立支援医療費（精神通院）」の助成を受けていますか。**

「自立支援医療費(精神通院)」の助成を受けているかどうかについては、「受けている」が11.5%、「受けていない」が78.8%となっています。



**問9 あなたは\*難病（特定疾患）の認定を受けていますか。**

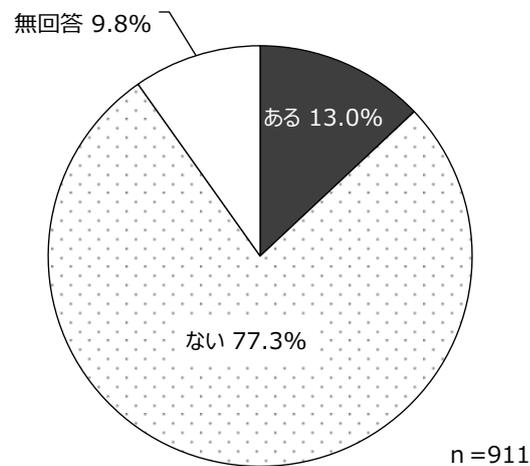
難病（特定疾患）の認定を受けているかどうかについては、「受けている」が8.5%、「受けていない」が83.1%となっています。



\*「難病（特定疾患）」とは、関節リウマチやギラン・バレー症候群などの治療法が確立していない疾病その他の特殊な疾病をいいます。

**問 10 医師から\*発達障害と診断されたり、その疑いがあると診断されたことがありますか。**

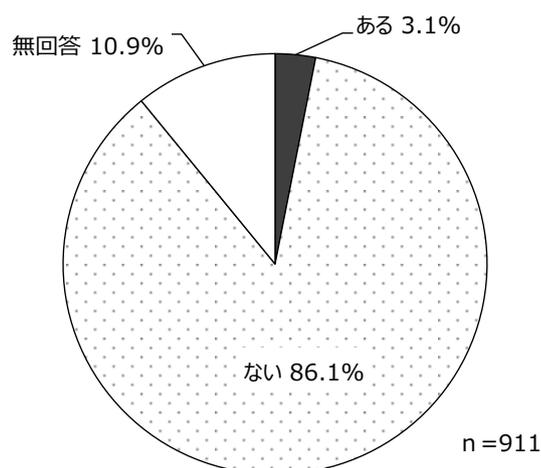
発達障害やその疑いがあると診断されたことの有無については、「ある」が 13.0%、「ない」が 77.3%となっています。



\*「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他低年齢時に発症した脳機能障害のことをいいます。

**問 11 医師から\*高次脳機能障害と診断されたり、その疑いがあると診断されたことがありますか。**

高次脳機能障害やその疑いがあると診断されたことの有無については、「ある」が 3.1%、「ない」が 86.1%となっています。

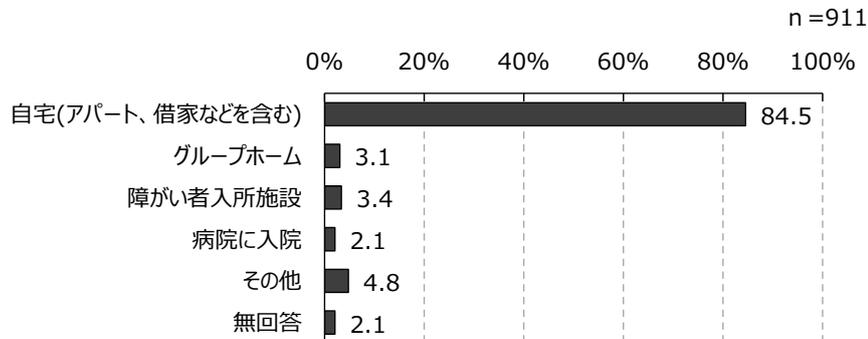


\*「高次脳機能障害」とは、主に脳の損傷によって起こされる様々な神経心理学的障がいのことをいいます。

## 2. 住まいや暮らしについて

### 問 12 あなたはどこで暮らしていますか。

暮らしている場所については、「自宅（アパート、借家などを含む）」が 84.5% で多数を占め、「障がい者入所施設」が 3.4%、「グループホーム」が 3.1%、「病院に入院」が 2.1% となっています。また、「その他」が 4.8% となっています。



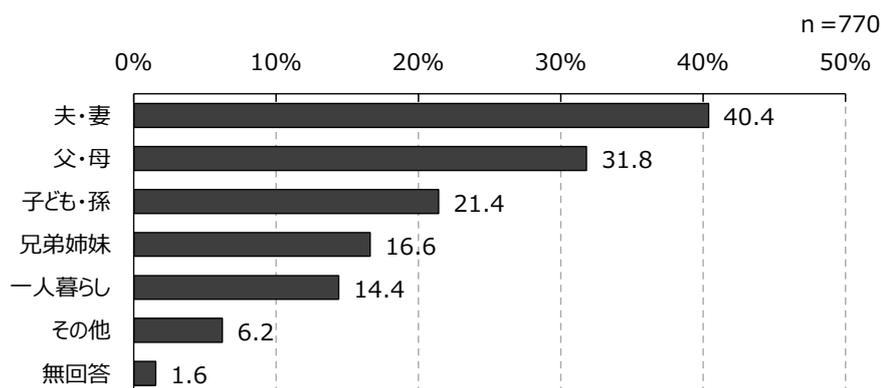
#### ■ 「その他」の主な意見

老人ホーム、介護施設／特別養護老人ホーム／介護老人保健施設／小規模多機能施設  
ケアハウス／親族の家／サービス付高齢者向け住宅 等

【問 12 で「1. 自宅（アパート、借家などを含む）」を選択した方にお伺いします。】

### 問 12-1 一緒に暮らしている人はどなたですか。（複数回答）

一緒に暮らしている人については、「夫・妻」が 40.4% で最も多く、次いで「父・母」が 31.8%、「子ども・孫」が 21.4%、「兄弟姉妹」が 16.6%、「一人暮らし」が 14.4% となっています。

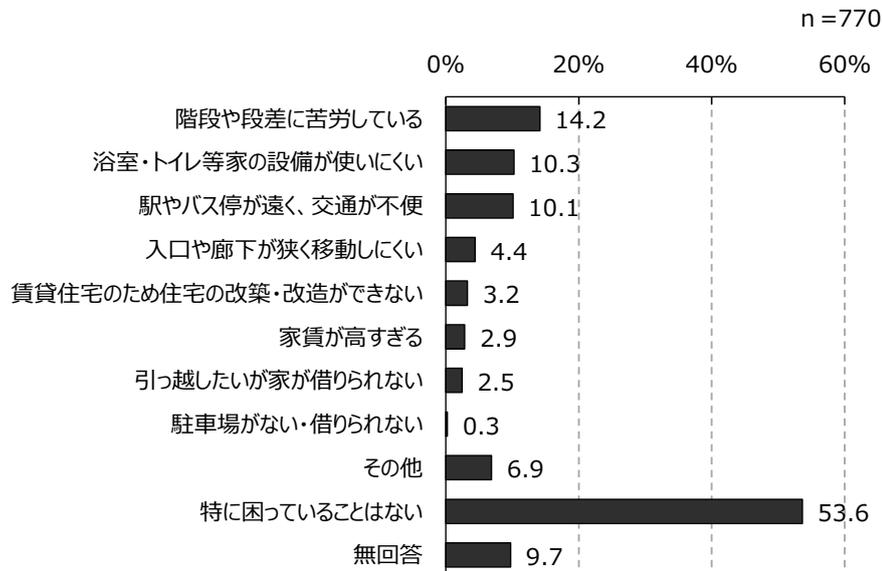


#### ■ 「その他」の主な意見

祖父母、曾祖母／同居人、他人／彼氏（婚約者）／叔母／甥／いとこ 等

## 問 12-2 お住まいについて何か困っていることがありますか。(複数回答)

住まいについて困っていることについては、「特に困っていることはない」が 53.6%で多数を占める一方で、「階段や段差に苦労している」が 14.2%、「浴室・トイレ等家の設備が使いにくい」が 10.3%、「駅やバス停が遠く、交通が不便」が 10.1%で続いています。また、「その他」が 6.9%となっています。

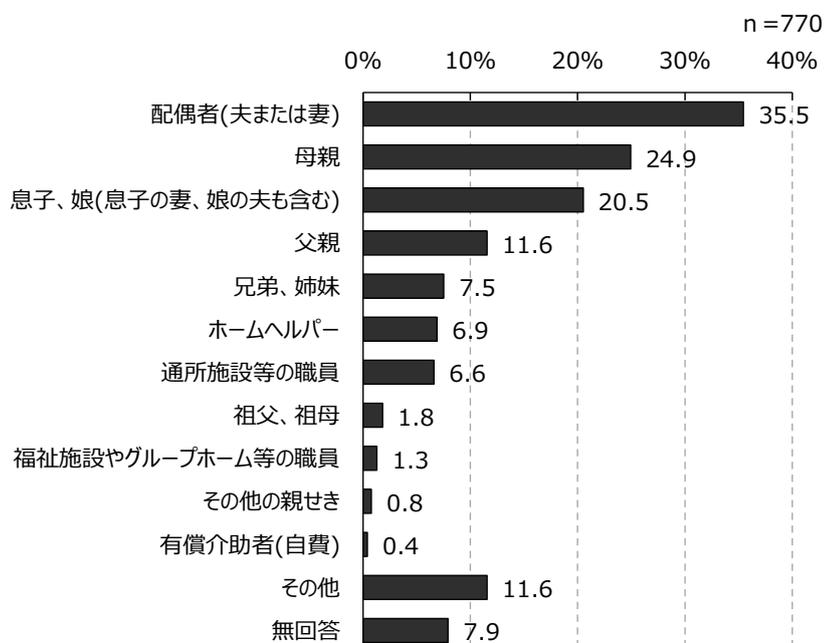


### ■ 「その他」の主な意見

庭の草むしりがしんどい／冬寒く夏暑い／家が古く雨もりや破損があるが金がなくて直せない／片付けができてない／部屋数不足、3人で2DK／周囲の騒音に悩まされている／カビが多い／スーパー、銀行が遠い 等

### 問 12-3 日常生活における、主な介助者はどなたですか。(複数回答)

主な介助者については、「配偶者(夫または妻)」が35.5%で最も多く、次いで「母親」が24.9%、「息子、娘(息子の妻、娘の夫も含む)」が20.5%、「父親」が11.6%、「兄弟、姉妹」が7.5%となっています。また、「その他」が11.6%となっています。

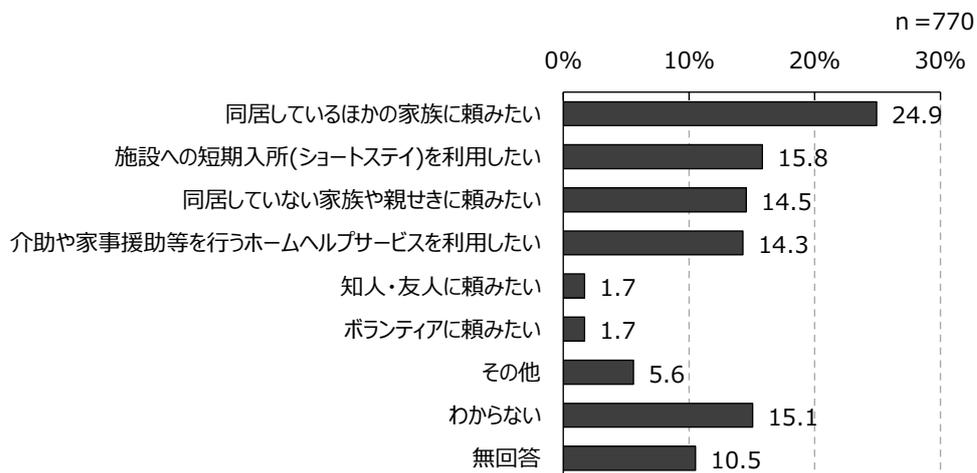


#### ■ 「その他」の主な意見

友人、知人／不要、介助は受けていない／彼氏(婚約者)／訪問看護／病院／孫／小学校の先生方 等

#### 問 12-4 介助している方が病気の時など、あなたはどのようにしたいですか。

介助している方が病気の時などの対応希望については、「同居しているほかの家族に頼みたい」が24.9%で最も多く、次いで「施設への短期入所（ショートステイ）を利用したい」が15.8%、「同居していない家族や親せきに頼みたい」が14.5%、「介助や家事援助等を行うホームヘルプサービスを利用したい」が14.3%となっています。また、「わからない」が15.1%、「その他」が5.6%となっています。



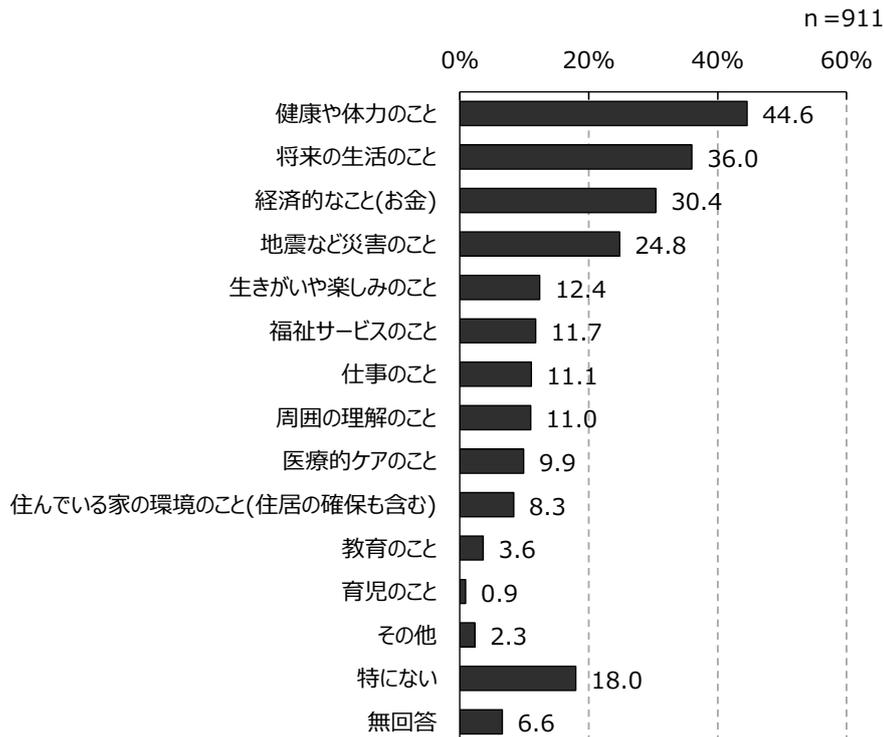
#### ■ 「その他」の主な意見

自分でできるだけやる／自立／利用したくない、誰にも迷惑とかかけたくない／施設に入りたい／そのときになって考えたい 等

### 3. 悩みごと、相談先について

#### 問 13 今、あなたの悩みや不安、困っていることは何ですか。(複数回答)

悩みや不安、困っていることについては、「健康や体力のこと」が44.6%で最も多く、次いで「将来の生活のこと」が36.0%、「経済的なこと(お金)」が30.4%、「地震など災害のこと」が24.8%、「生きがいや楽しみのこと」が12.4%となっています。また、「特にない」が18.0%となっています。

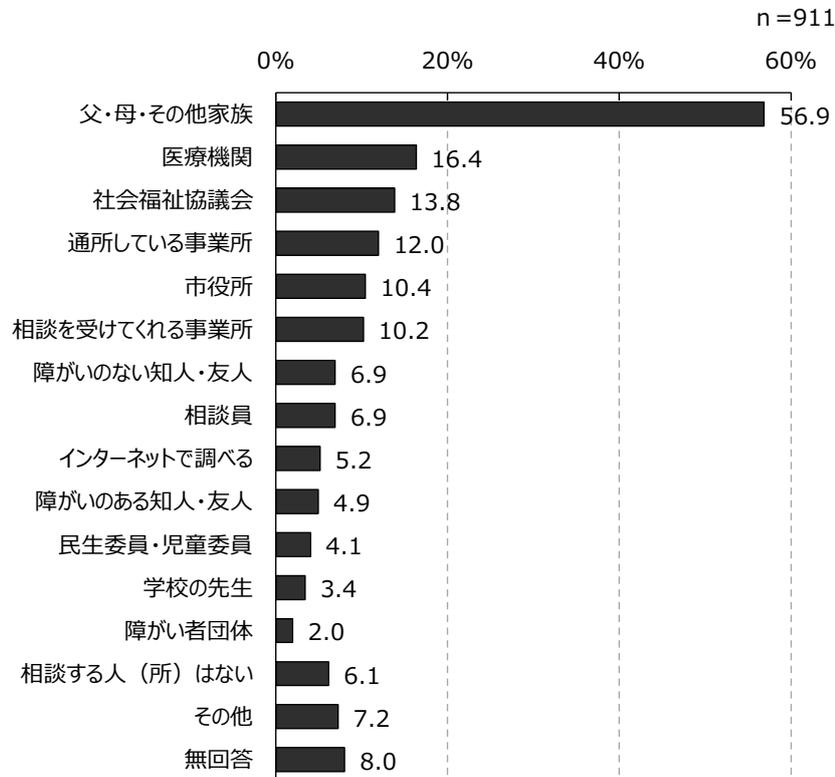


#### ■ 「その他」の主な意見

婚活のこと／母の死後、介助者がいない／音声情報が入らないので視覚情報で知りたい  
／親の介護／人権問題など／重度失語症、高次脳機能障害のため自分の思いを相手に  
伝えにくい 等

## 問 14 困ったとき、悩んでいるときには誰（どこ）に相談しますか。（複数回答）

困ったとき、悩んでいるときの相談先は、「父・母・その他家族」が 56.9%で多数を占め、「医療機関」が 16.4%、「社会福祉協議会」が 13.8%、「通所している事業所」が 12.0%、「市役所」が 10.4%となっています。

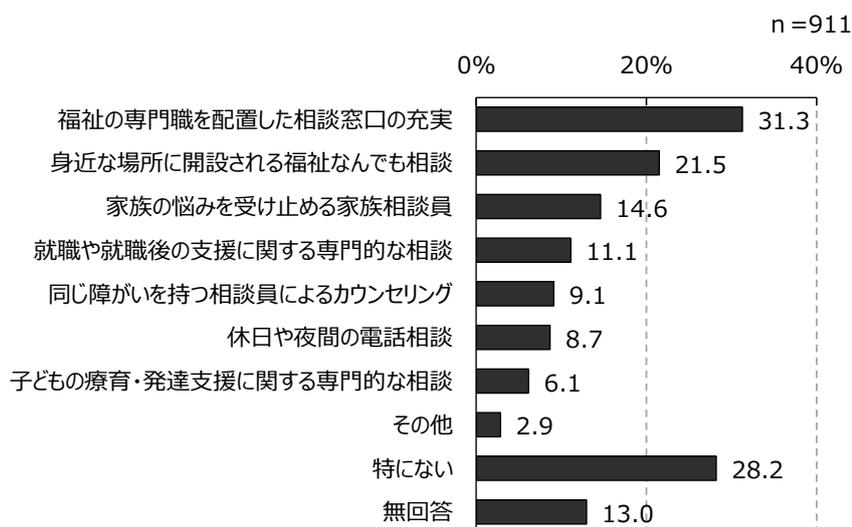


### ■ 「その他」の主な意見

自分で考える／ヘルパー、ケアマネ／意志の疎通不能／幼稚園の先生／訪問看護師さん／処方箋を受け付けている薬局 等

## 問 15 相談支援体制について、どのようなことの充実を望みますか。(複数回答)

相談支援体制の充実について望むことは、「福祉の専門職を配置した相談窓口の充実」が 31.3%で最も多く、次いで「身近な場所に開設される福祉なんでも相談」が 21.5%、「家族の悩みを受け止める家族相談員」が 14.6%、「就職や就職後の支援に関する専門的な相談」が 11.1%、「同じ障がいを持つ相談員によるカウンセリング」が 9.1%となっています。また、「特にない」が 28.2%で 2 番目に多くなっています。



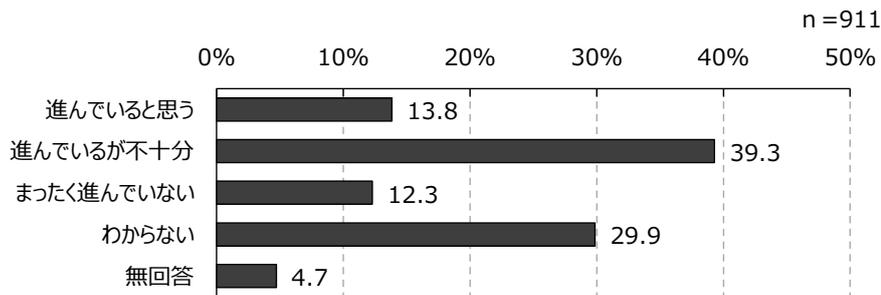
### ■ 「その他」の主な意見

体制がわからない／DV から逃げるのを容易にする手段・体制が充実してほしい／相談とまでは・・・ぐちを聞いてくれたらすぐわれる／医療的な相談窓口／具体的な支援をしてくれる機関の充実（例えばゴミ出し、送迎、日常的な手伝い）等

#### 4. 共生社会（周囲の理解・権利擁護・社会参加等）について

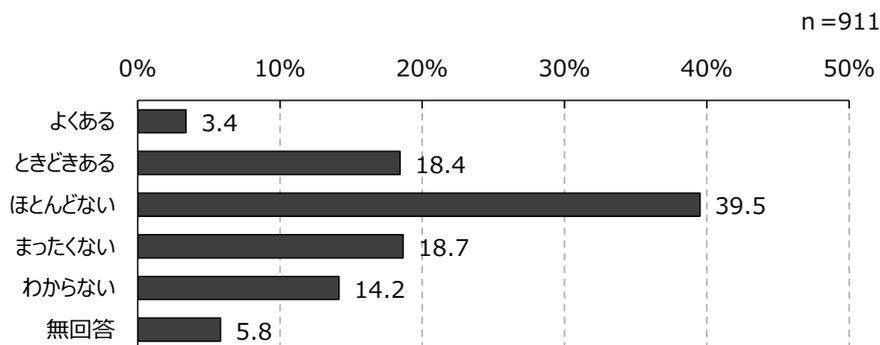
問 16 あなたは、障がいや障がいのある人に対する周りの人の理解は進んでいると思いますか。

障がいや障がいのある人に対する周りの人の理解については、「進んでいるが不十分」が 39.3%で最も多く、次いで「わからない」が 29.9%、「進んでいると思う」が 13.8%、「まったく進んでいない」が 12.3%となっています。



問 17 あなたは、日頃の生活の中で、障がいを理由とした差別的扱い(虐待、施設・設備の未整備、配慮の欠如を含む)をされ、嫌な思いをしたことがありますか。

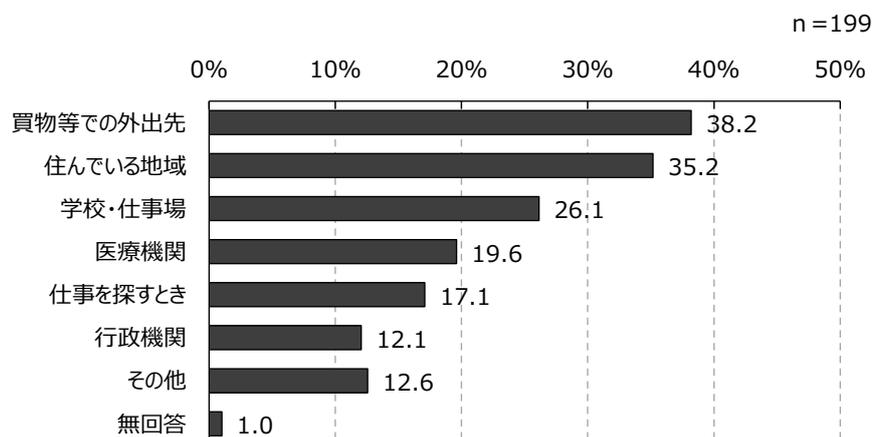
障がいを理由とした差別的扱いをされた経験の有無については、「ほとんどない」が 39.5%で最も多く、次いで「まったくない」が 18.7%、「ときどきある」が 18.4%、「わからない」が 14.2%、「よくある」が 3.4%となっています。



【問17で「1. よくある」、「2. ときどきある」を選択した方にお伺いします。】

### 問17-1 どのような場所や状況で体験しましたか。(複数回答)

差別的扱いを経験した場所や状況については、「買物等での外出先」が38.2%で最も多く、次いで「住んでいる地域」が35.2%、「学校・仕事場」が26.1%、「医療機関」が19.6%、「仕事を探すとき」が17.1%となっています。



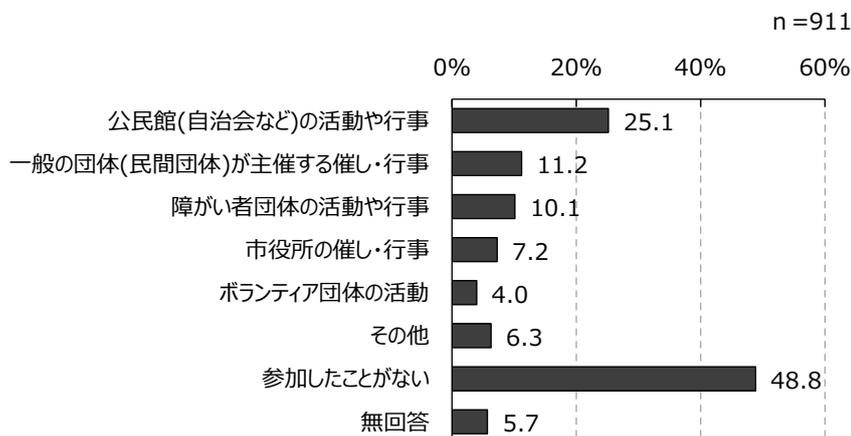
### ■「その他」の主な意見

重い荷物を運んでもらえるよう、頼んだ後の反応が嫌だなと感じた／施設の職員の言葉使い／私立幼稚園の見学時、入園相談でやわらかく断られたことがあります／ジム／宿泊した温泉施設に障がい者用トイレがなかった／\*SNS／公共交通機関のアナウンス・視覚情報が少ない／道路の段差 等

\*「SNS」とは、Social Networking Service(ソーシャルネットワーキングサービス)の頭文字からとった言葉で、代表的なサービスとして「ツイッター」や「フェイスブック」などがあります。

### 問 18 あなたは、どのような地域の活動や行事に参加していますか。(複数回答)

参加している地域の活動や行事については、「公民館（自治会など）の活動や行事」が 25.1%、「一般の団体（民間団体）が主催する催し・行事」が 11.2%、「障がい者団体の活動や行事」が 10.1%、「市役所の催し・行事」が 7.2%となっています。また、「参加したことがない」は 48.8%で最も多くなっています。



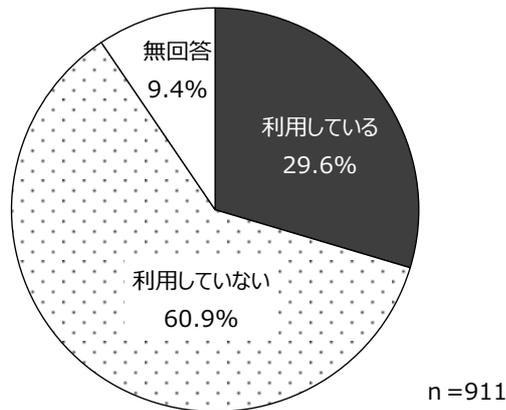
#### ■ 「その他」の主な意見

仕事関係／神社やお寺である行事／宗教団体の活動／施設の行事／子ども会／大学生との会／老人会／地域のサロン会 等

## 5. サービスの利用や情報源について

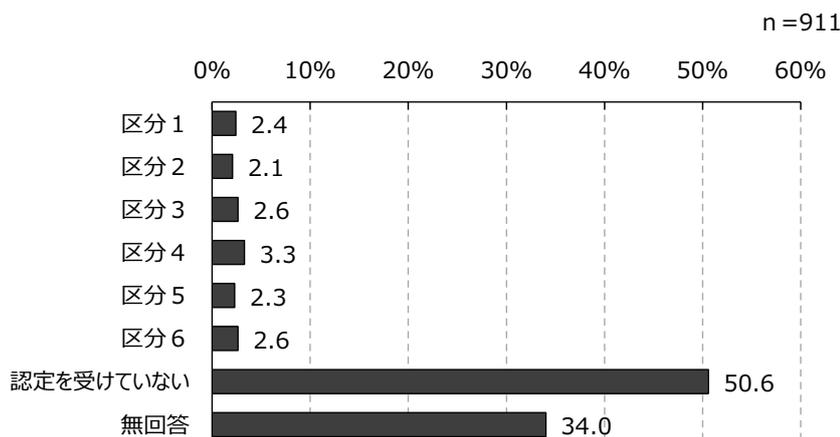
### 問 19 あなたは障害福祉サービスを利用していますか。

障害福祉サービスの利用については、「利用している」が 29.6%、「利用していない」が 60.9% となっています。



### 問 20 \*障害支援区分の認定を受けていますか。認定を受けている方はあてはまる区分を選んでください。

障害支援区分の認定を受けている方の区分の内訳は、「区分4」が 3.3%、「区分3」及び「区分6」が同率の 2.6%、「区分1」が 2.4% となっています。また、「認定を受けていない」方は 50.6% となっています。

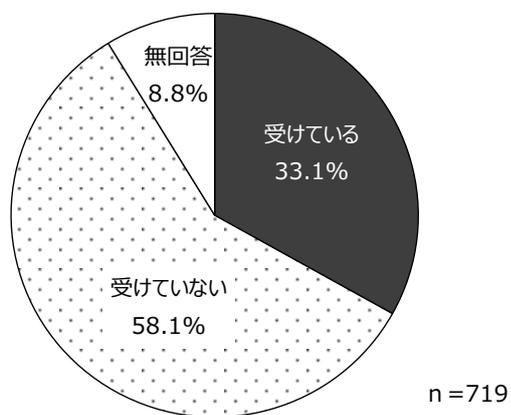


\*「障害支援区分」とは、心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものです。認定を受けている方は、障害福祉サービス受給者証に区分が書かれています。介護保険法による要介護状態区分ではありません。

【40歳以上の方にお伺いします。】

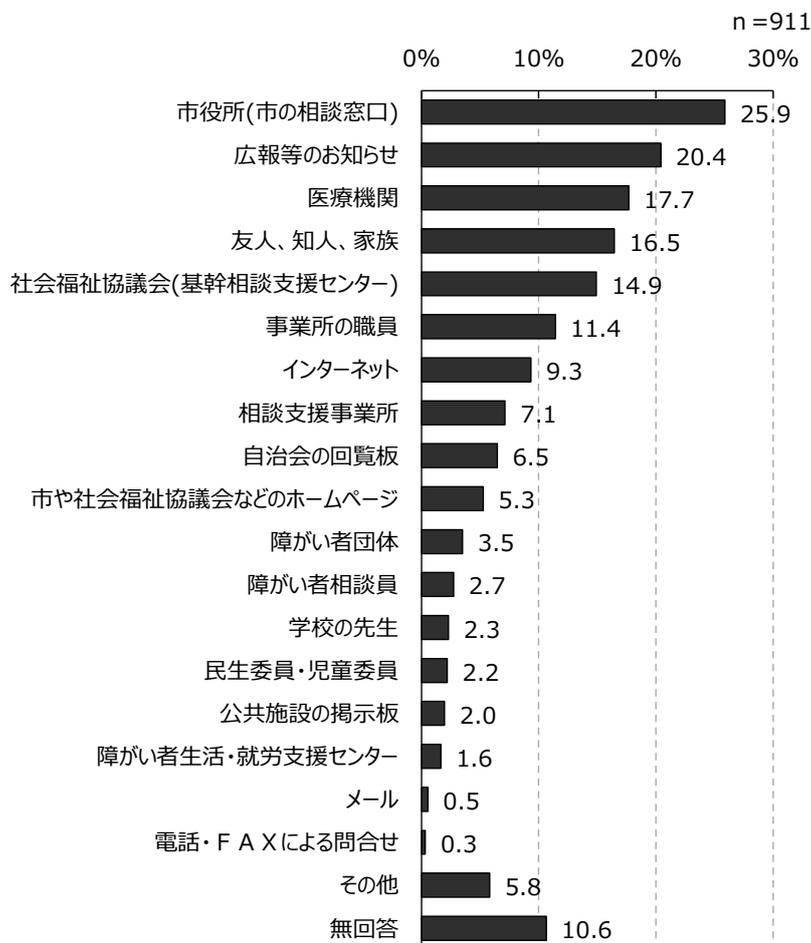
**問 21 あなたは介護保険の要支援・要介護認定を受けていますか。**

介護保険の要支援・要介護認定については、「受けている」が33.1%、「受けていない」が58.1%となっています。



**問 22 あなたは障がいのことや福祉サービス等に関する情報を、どこから知ることが多いですか。（複数回答）**

障がいのことや福祉サービス等に関する情報の入手先は、「市役所（市の相談窓口）」が 25.9%で最も多く、次いで「広報等のお知らせ」が 20.4%、「医療機関」が 17.7%、「友人、知人、家族」が 16.5%、「社会福祉協議会（基幹相談支援センター）」が 14.9%となっています。



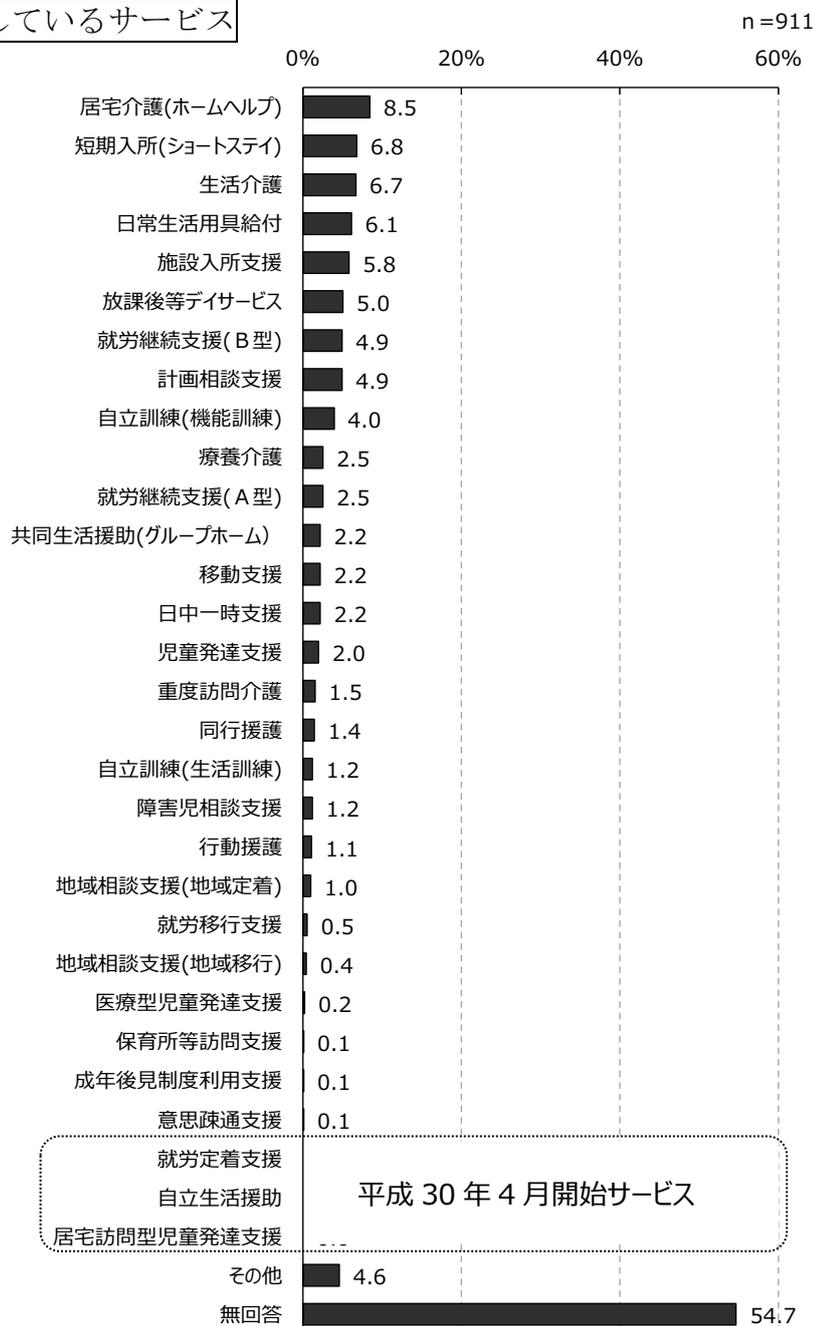
**■ 「その他」の主な意見**

ケアマネジャー／情報なんて知らない／テレビ、新聞、DVD、書籍／保健所／携帯で見ている 等

**問 23 あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えていますか。(複数回答)**

現在利用しているサービスについては、「居宅介護（ホームヘルプ）」が8.5%で、「短期入所（ショートステイ）」が6.8%、「生活介護」が6.7%、「日常生活用具給付」が6.1%、「施設入所支援」が5.8%となっています。

**現在利用しているサービス**

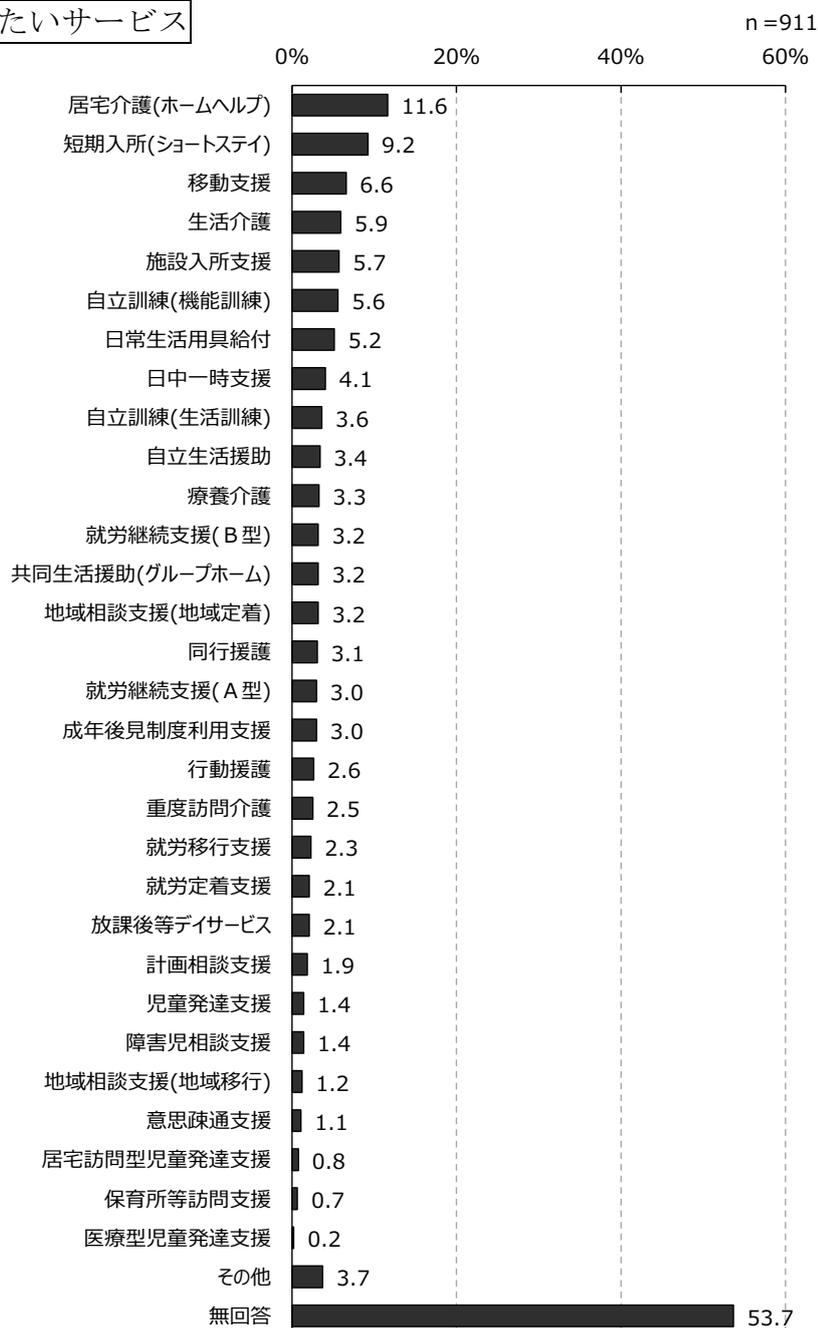


**■ 「その他」の主な意見**

現在利用していない、したことがない／タイムケア／精神科、訪問看護／福祉タクシー助成／補装具給付／通学支援サービス 等

今後利用したいサービスについては、「居宅介護（ホームヘルプ）」が11.6%で最も多く、次いで「短期入所（ショートステイ）」が9.2%、「移動支援」が6.6%、「生活介護」が5.9%、「施設入所支援」が5.7%となっています。

今後利用したいサービス

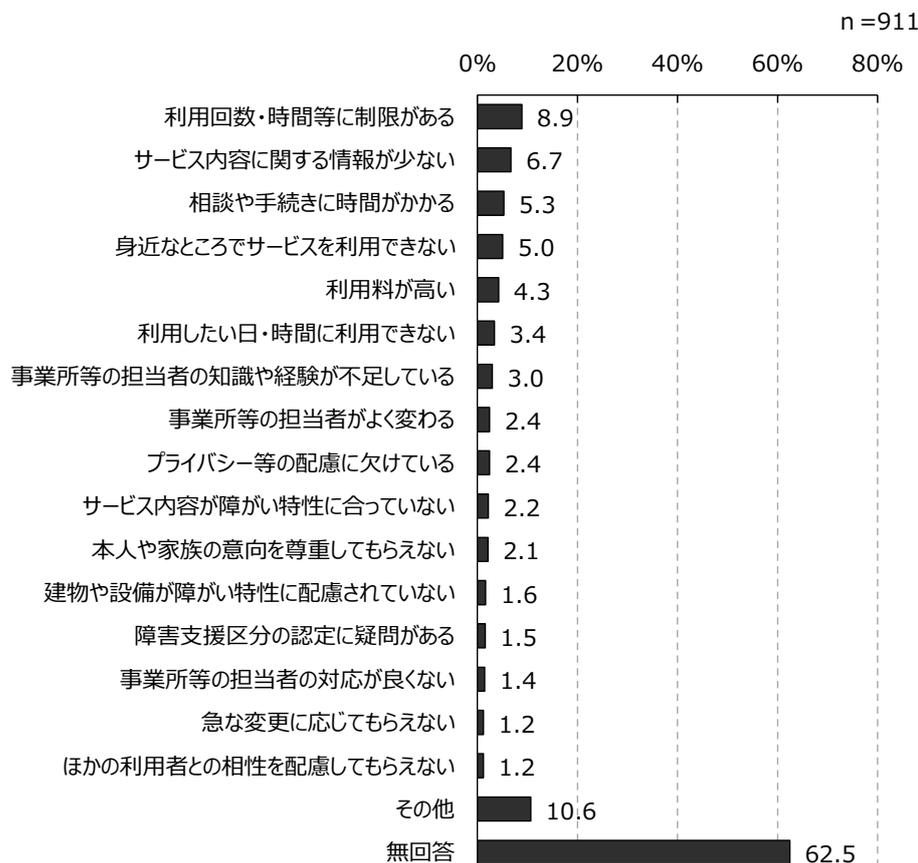


■「その他」の主な意見

今は必要ない／今のサービスで構わない／夜間の外出支援／福祉タクシー助成／補装具給付／入院時支援 等

## 問 24 制度やサービス等を利用して不満に思うことは何ですか。(複数回答)

制度やサービス等を利用して不満に思うことについては、「利用回数・時間等に制限がある」が 8.9%、「サービス内容に関する情報が少ない」が 6.7%、「相談や手続きに時間がかかる」が 5.3%、「身近なところでサービスを利用できない」が 5.0%となっています。  
また、「その他」が 10.6%となっています。



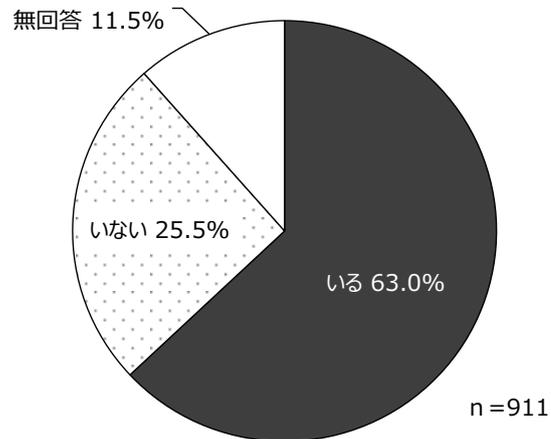
### ■ 「その他」の主な意見

タクシーの運転手に障害者手帳を見せたら嫌な顔をされた／B 型就労継続支援での工賃が安い／ヘルパーさんが身近すぎてお友達感覚になっている人がいるのでしんどくなる時がある／毎年の更新手続きが大変なので、自動更新や3年ごとぐらいにしてほしい／相談員が同地区の人（東温市の場合）ため相談しにくい／希望サービスと制度のずれ／等級によって税金及び医療費が違う／対応がマニュアルどおりで臨機応変さが無い 等

## 6. 通院や外出について

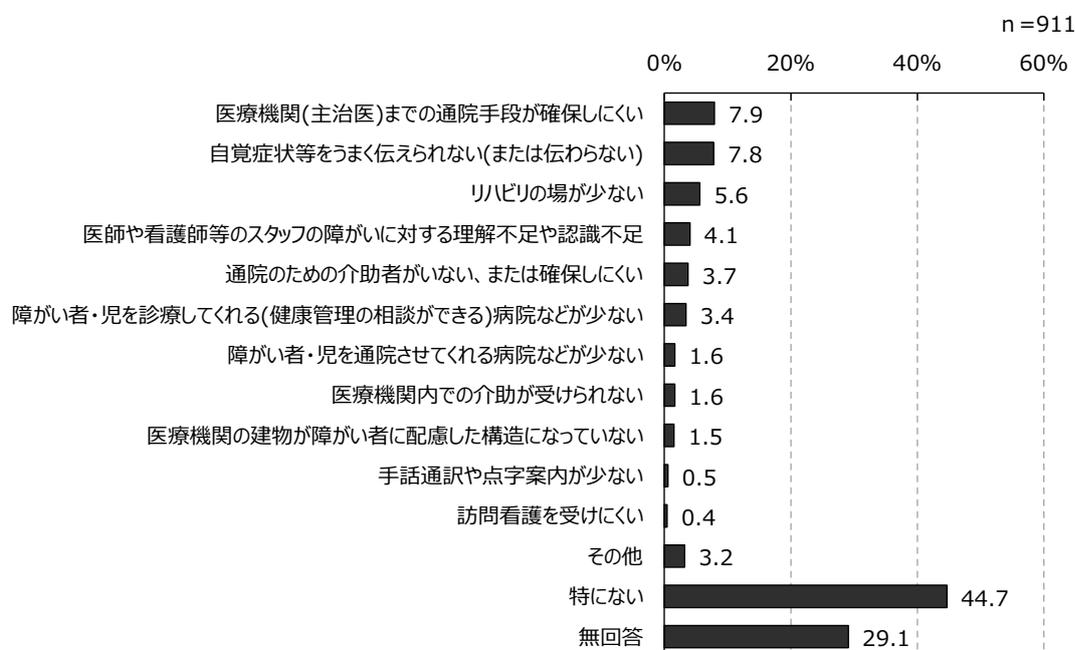
問 25 現在、障がいのことで病院・診療所・クリニックに定期的に通院していますか。

障がいのことで病院・診療所・クリニックに定期的に通院しているかどうかについては、「いる」が63.0%で、「いない」が25.5%となっています。



## 問 26 医療・健康管理に関することで困っていることはありますか。(複数回答)

医療・健康管理に関することで困っていることは、「医療機関（主治医）までの通院手段が確保しにくい」が 7.9%、「自覚症状等をうまく伝えられない（または伝わらない）」が 7.8%、「リハビリの場が少ない」が 5.6%、「医師や看護師等のスタッフの障がいに対する理解不足や認識不足」が 4.1%となっています。また、「特にない」が 44.7%で最も多くなっています。

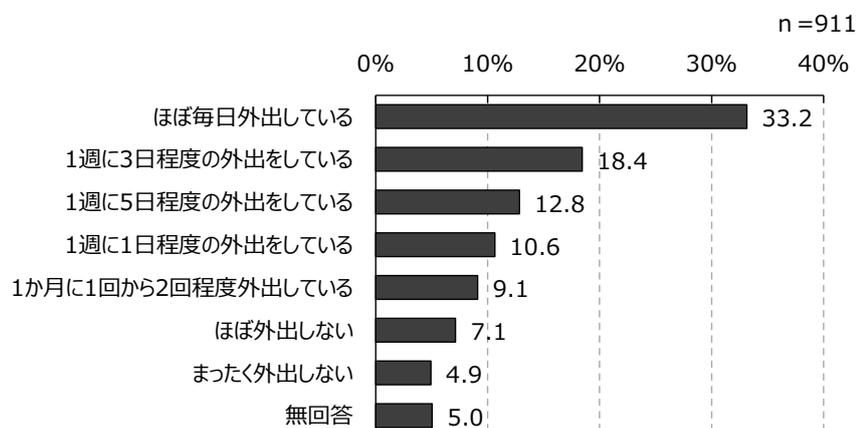


### ■ 「その他」の主な意見

病院が遠いのでいざというときに困る／トイレの設備が不十分／障がい者へのあんま、はり、きゅうの補助が欲しい／受診予約がなかなかとれない／リハビリの制限があり、自由に利用できない／病院までの交通費／それぞれの専門機関はあるが、総合的な相談ができる所がないように思う 等

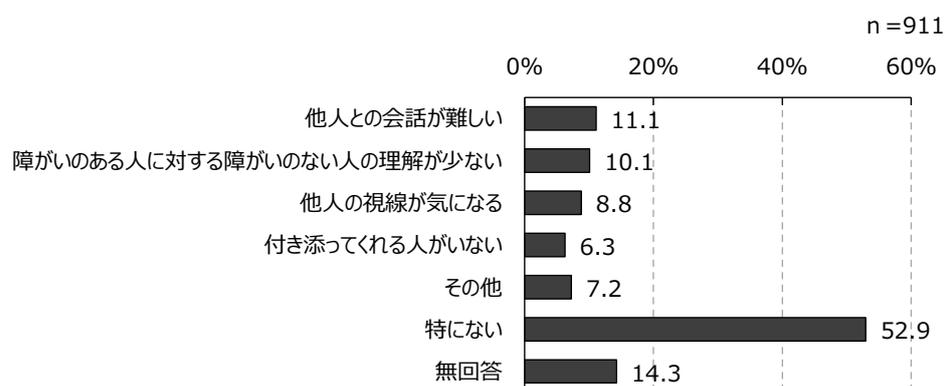
## 問 27 普段、どれくらい外出しますか。(複数回答)

外出の頻度については、「ほぼ毎日外出している」が33.2%で最も多く、次いで「1週に3日程度の外出をしている」が18.4%、「1週に5日程度の外出をしている」が12.8%、「1週に1日程度の外出をしている」が10.6%、「1か月に1回から2回程度外出している」が9.1%となっています。



## 問 28 外出するときに困っていることは何ですか。(複数回答)

外出するときに困っていることは、「他人との会話が難しい」が11.1%、「障がいのある人に対する障がいのない人の理解が少ない」が10.1%、「他人の視線が気になる」が8.8%となっています。また、「特にない」は52.9%で、「その他」が7.2%となっています

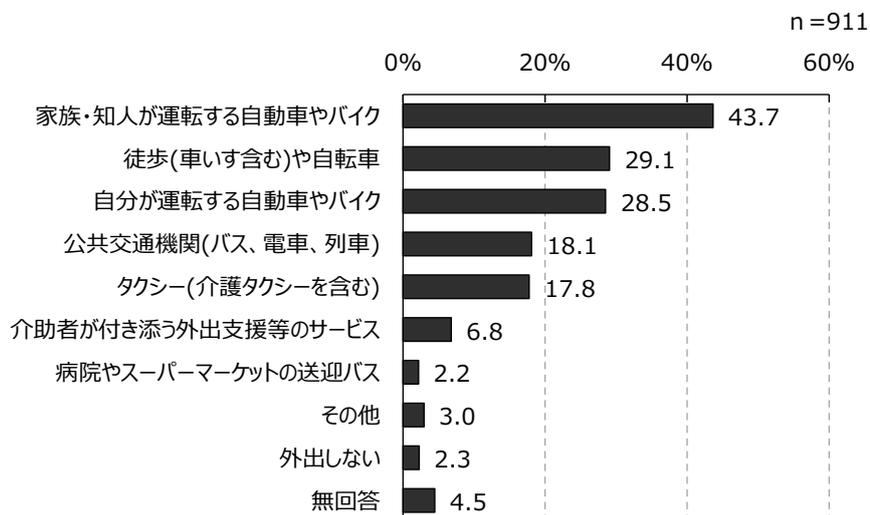


### ■ 「その他」の主な意見

外出に勇気と気力が必要／駐車場が少なく普通の方が止めてある店が多くある／エレベーターがなかったり、離れた所にあったりわかりにくい／外出時の運賃が割安にならないか／口腔内器具等を洗う場所がない／出かけるときの着替え 等

## 問 29 外出するときの主な移動手段は何ですか。(複数回答)

外出するときの主な移動手段については、「家族・知人が運転する自動車やバイク」が 43.7%で最も多く、次いで「徒歩(車いす含む)や自転車」が 29.1%、「自分が運転する自動車やバイク」が 28.5%、「公共交通機関(バス、電車、列車)」が 18.1%、「タクシー(介護タクシーを含む)」が 17.8%となっています。



### ■ 「その他」の主な意見

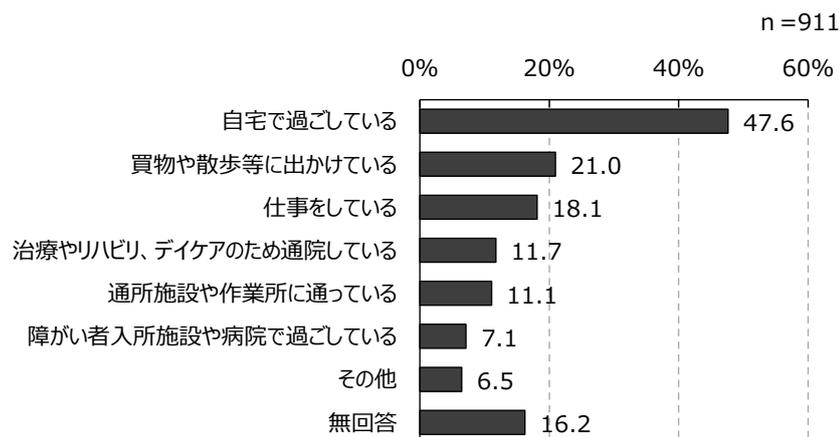
作業所や施設の車／デイサービスの送迎車 等

## 7. 収入や就労について

【宛名のご本人がまだ幼く、保護者の方がご記入される場合は、問 33 からご回答ください。】

### 問 30 あなたは平日の日中、どのように過ごしていますか。(複数回答)

平日の日中の過ごし方については、「自宅で過ごしている」が 47.6%で最も多く、次いで「買物や散歩等に出かけている」が 21.0%、「仕事をしている」が 18.1%、「治療やリハビリ、デイケアのため通院している」が 11.7%、「通所施設や作業所に通っている」が 11.1%となっています。

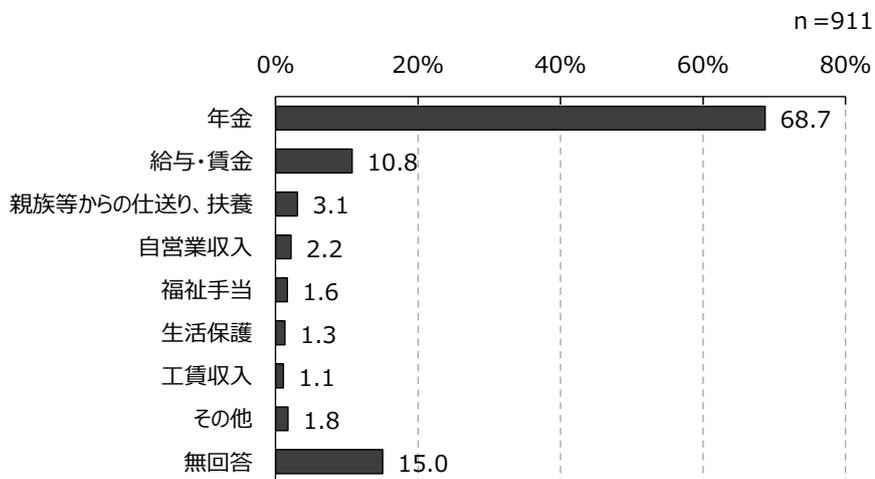


#### ■ 「その他」の主な意見

ボランティア／研究している／学校、特別支援学校／魚釣りによく行く／トレーニングジム／家庭菜園／障がい者卒の職業訓練校／脳トレ教室に通っている 等

### 問 31 あなたの主な収入源はどれですか。(複数回答)

主な収入源については、「年金」が 68.7%で多数を占め、次いで「給与・賃金」が 10.8%、「親族等からの仕送り、扶養」が 3.1%、「自営業収入」が 2.2%となっています。

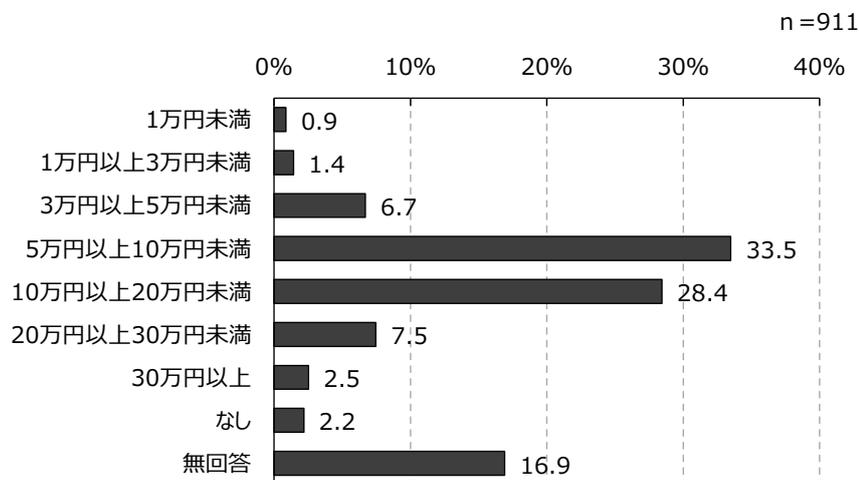


#### ■ 「その他」の主な意見

保証金／収入はない／夫の給与／以前働いていたときの貯金／土地からの収入他 等

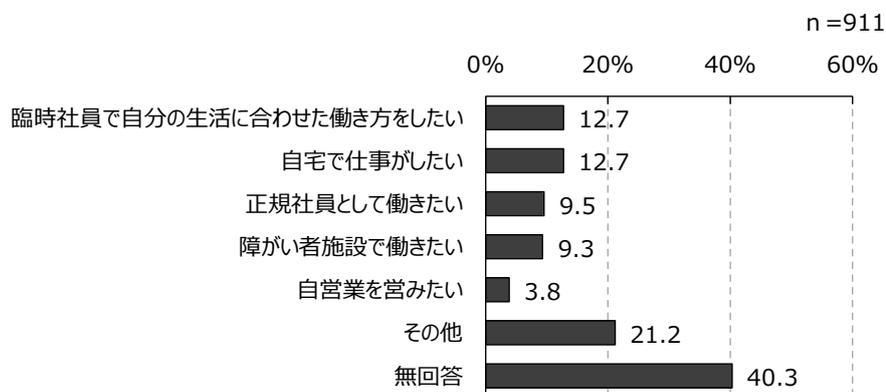
### 問 32 あなたの月収は（給与、年金、生活保護、福祉手当、工賃を含む）どのくらいですか。

月収の金額については、「5 万円以上 10 万円未満」が 33.5%で最も多く、次いで「10 万円以上 20 万円未満」が 28.4%、「20 万円以上 30 万円未満」が 7.5%、「3 万円以上 5 万円未満」が 6.7%、「30 万円以上」が 2.5%となっています。



### 問 33 今後どのような働き方がしたいですか。(複数回答)

今後の働き方については、「臨時社員（パート、アルバイト）で自分の生活に合わせた働き方をしたい」及び「自宅で仕事がしたい」が同率の 12.7%で、「正規社員として働きたい」が 9.5%、「障がい者施設で働きたい」が 9.3%となっています。また、「その他」が 21.2%で最も多くなっています。



#### ■ 「その他」の主な意見

年金生活で十分／働くつもりはない／働きたくない／仕事は無理／今のままでよい／まだわからない／農業／今の仕事を続けたい／ボランティア 等

### 問 34 働くためには、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)

働くために必要なことについては、「健康状態に合わせた働き方ができること」が 24.5%で最も多く、次いで「障がいのある人に適した仕事であること」が 23.7%、「近くに働く場所があること」が 20.9%、「事業主や職場の人たちが障がいのある人について十分理解していること」が 20.1%、「自宅で働けること」が 15.4%となっています。



#### ■ 「その他」の主な意見

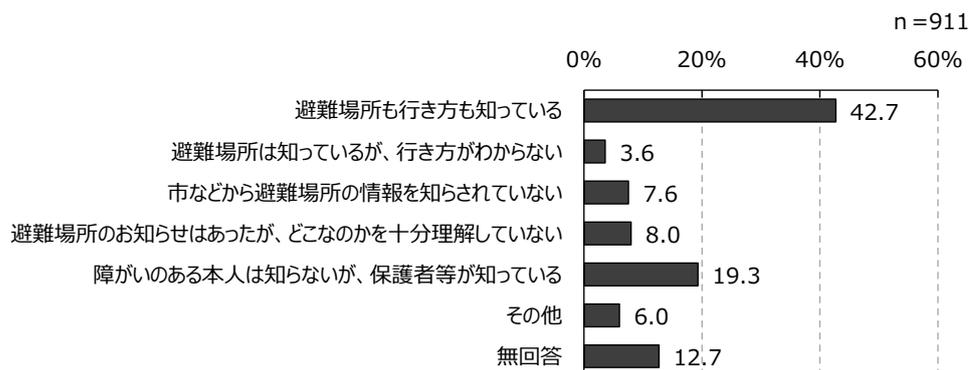
人に合わせる必要がないこと／いろいろな障がいを持つてゐる方がいることを学校等で教えるのも大切／会社で働くのに、自分で行くのは難しいので、送迎で通勤したい／自分の技術を生かしたい／要望を受け入れてもらいたい／急病に対応してもらえなこと 等

## 8. 災害時等の緊急時の対応について

問 35 あなたは、台風や地震等の災害時の避難場所や避難場所への行き方を知っていますか。

避難場所やそこへの行き方を知っているかどうかについては、「避難場所も行き方も知っている」が42.7%で多数を占め、次いで「障がいのある本人は知らないが、保護者等が知っている」が19.3%、「避難場所のお知らせはあったが、どこなのかを十分理解していない」が8.0%、「市などから避難場所の情報を知らされていない」が7.6%となっています。

また、「その他」が6.0%となっています。

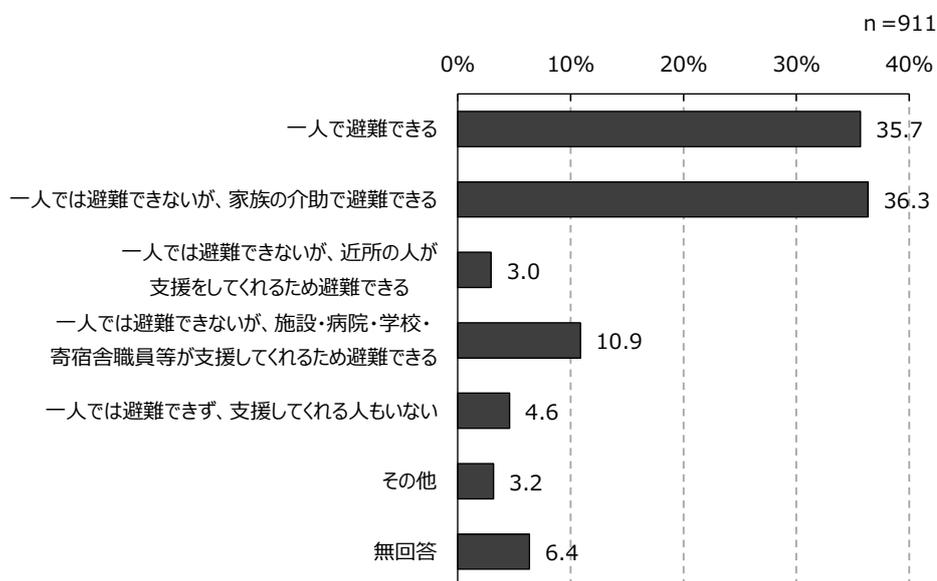


### ■「その他」の主な意見

避難場所も行き方も知らない／近くの学校や集会所は不便で車いすが入らない、トイレもない／行く手段がない／遠くて行けない／保護者も理解していません／施設自体が避難所である 等

### 問 36 災害等の緊急時に一人で避難できると思いますか。

緊急時に一人で避難できると思うかどうかについては、「一人では避難できないが、家族の介助で避難できる」が 36.3%、「一人で避難できる」が 35.7%、「一人では避難できないが、施設・病院・学校・寄宿舎職員等が支援してくれるため避難できる」が 10.9%、「一人では避難できず、支援してくれる人もいない」が 4.6%となっています。

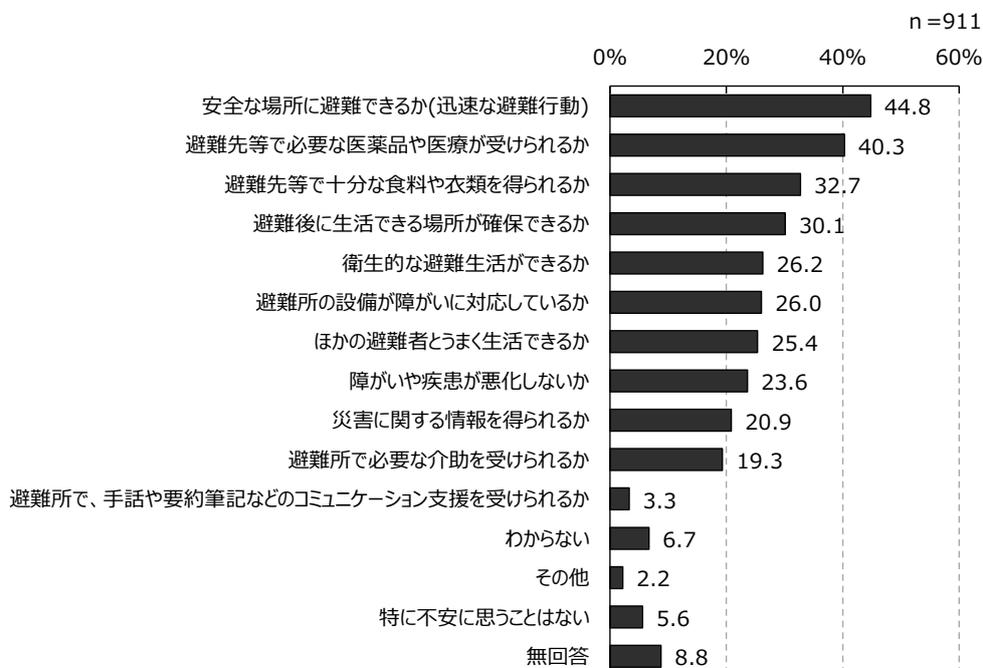


#### ■ 「その他」の主な意見

状況による／避難場所が遠いので避難できないと思う／一人でできるが早く移動できない／家族も年を取っているから難しい／一人で避難できるがそのタイミングがわからない 等

### 問 37 あなたは、地震等の災害時に不安に思うことは何ですか。(複数回答)

災害時に不安に思うことについては、「安全な場所に避難できるか(迅速な避難行動)」が44.8%で最も多く、次いで「避難先等で必要な医薬品や医療が受けられるか」が40.3%、「避難先等で十分な食料や衣類を得られるか」が32.7%、「避難後に生活できる場所が確保できるか」が30.1%、「衛生的な避難生活ができるか」が26.2%となっています。

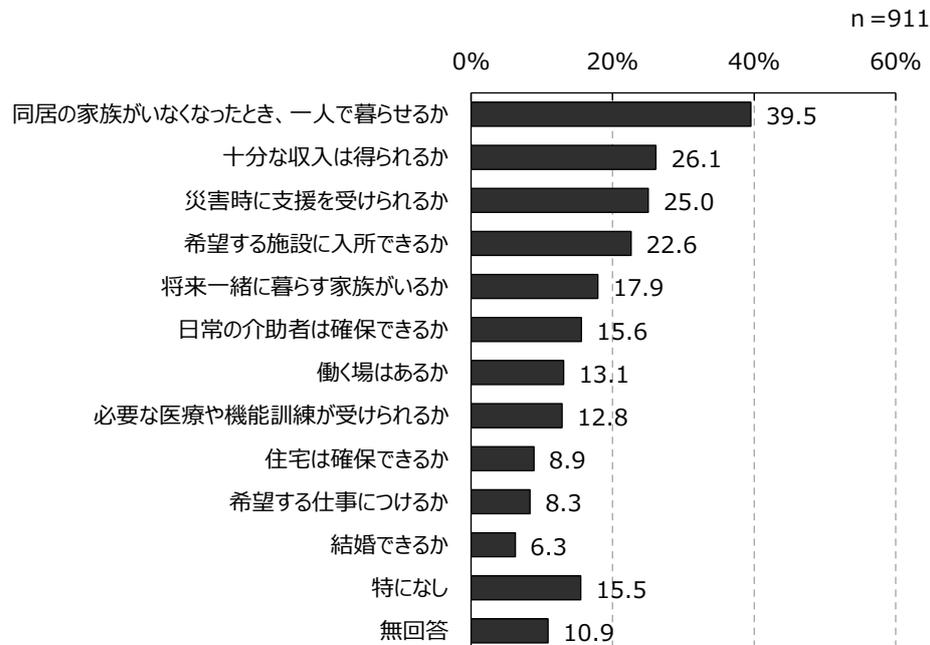


#### ■ 「その他」の主な意見

避難所を利用できるかどうか。順番など長時間待てないことで配給を受けられない。環境の変化や大きな音でパニックになる。周りの人が理解してくれるのか／家族がそばにいないとき一人で避難できるか／オムツ交換時等の障がい者へのプライバシー保護が心配／床に降ろせない人のための椅子が十分に用意できていること／喫煙者がいないか。慢性気管支炎のため 等

### 問 38 将来に対して不安に感じることは何ですか。(複数回答)

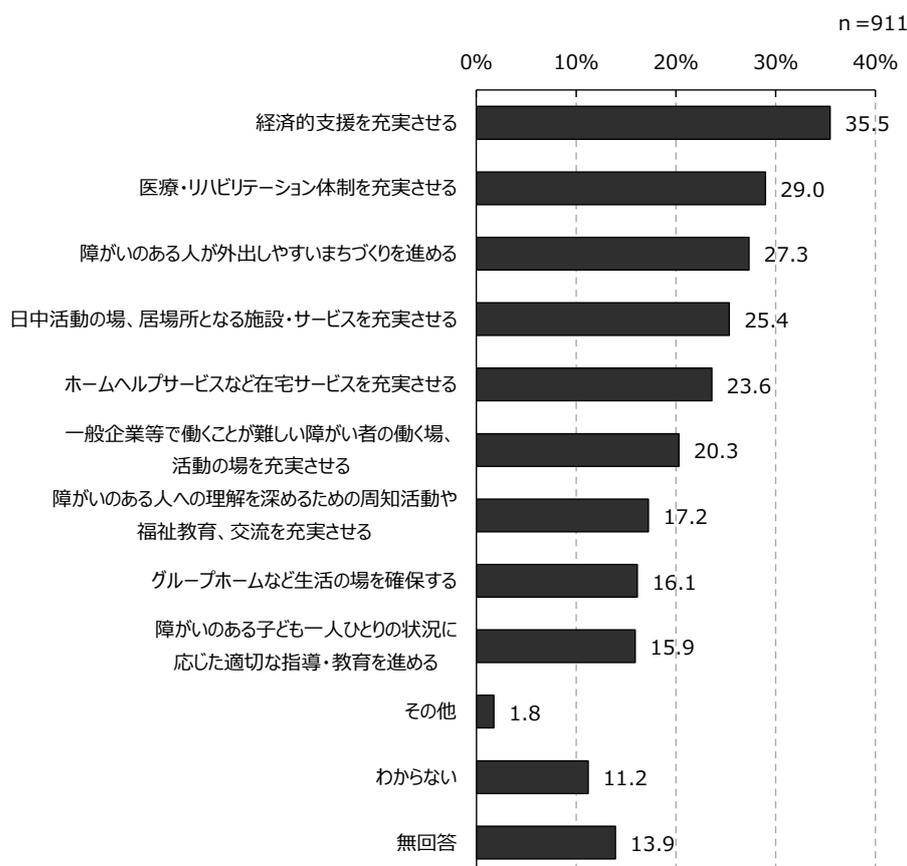
将来に対して不安に感じることは、「同居の家族がいなくなったとき、一人で暮らせるか」が39.5%で最も多く、次いで「十分な収入は得られるか」が26.1%、「災害時に支援を受けられるか」が25.0%、「希望する施設に入所できるか」が22.6%、「将来一緒に暮らす家族がいるか」が17.9%となっています。



## 9. 障がい福祉のまちづくりについて

問 39 障がいのある人が自立した生活を送るために、行政はどのようなことを充実させるべきだとお考えですか。(複数回答)

行政が充実させるべきと考えることは、「経済的支援を充実させる」が 35.5%で最も多く、次いで「医療・リハビリテーション体制を充実させる」が 29.0%、「障がいのある人が外出しやすいまちづくりを進める」が 27.3%、「日中活動の場、居場所となる施設・サービスを充実させる」が 25.4%、「ホームヘルプサービスなど在宅サービスを充実させる」が 23.6%となっています。



### ■ 「その他」の主な意見

行政の方がまずは自分の仕事の重要さを認識してほしい／交通機関の車をもっと増やしてください／子ども、大人、若い人、老人によって事情が違うからわからない／障がいの特性に合ったグループホームを作ってほしい。入居しても孤独にはなりたくない／障がいに至る経緯も考慮して評価してほしい 等

問 40 障がいのある人の保健福祉に関して、どういうところに力を入れてほしいですか。(自由意見)

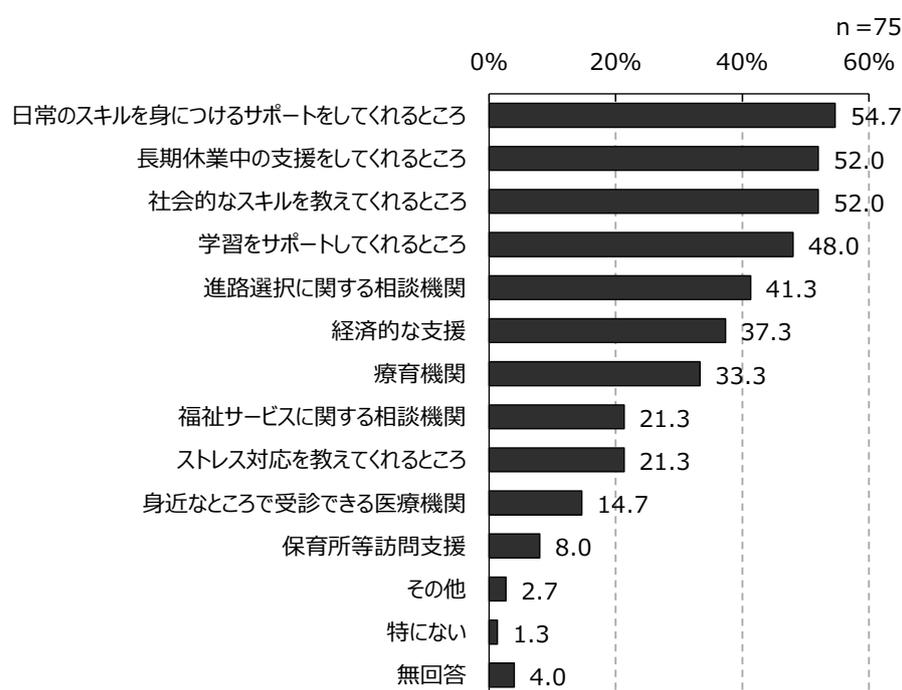
※P96～97 参照

【ここからは、18歳未満の方及びその保護者の方にお伺いします。】

## 10. 障がい児への支援について

問 41 あなた（宛名のご本人）やご家族が求める療育・保育に関する支援は何ですか。  
（複数回答）

あなたやご家族が求める療育・保育に関する支援については、「日常のスキルを身につけるサポートをしてくれるところ」が54.7%で最も多く、次いで「長期休業中の支援をしてくれるところ」及び「社会的なスキルを教えてくれるところ」が同率で52.0%、「学習をサポートしてくれるところ」が48.0%、「進路選択に関する相談機関」が41.3%、「経済的な支援」が37.3%となっています。

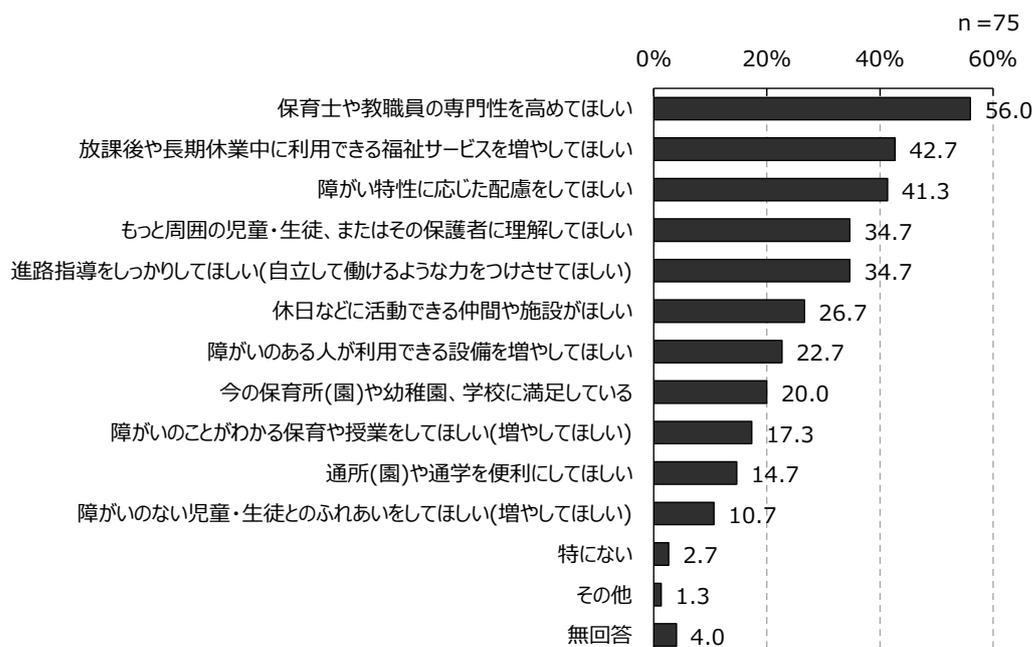


### ■ 「その他」の主な意見

まだ、診断のつかないいわゆるグレーゾーンにいる児童に対する支援も充実させてほしいです／リハビリがいっぱい月1回しか受けられていません。増やしてほしいです 等

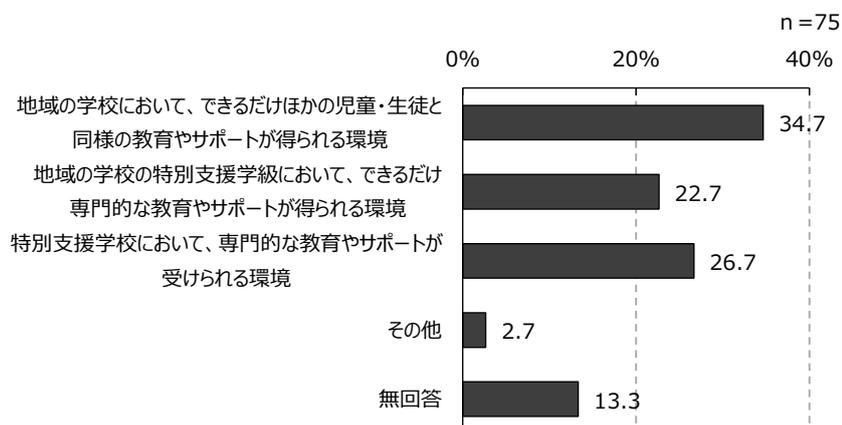
**問 42 あなた（宛名のご本人）やご家族は、保育や教育について今後、どのようなことが必要だと思いますか。（複数回答）**

今後、保育や教育についてどのようなことが必要だと思うかについては、「保育士や教職員の専門性を高めてほしい」が56.0%で最も多く、次いで「放課後や長期休業中に利用できる福祉サービスを増やしてほしい」が42.7%、「障がい特性に応じた配慮をしてほしい」が41.3%、「もっと周囲の児童・生徒、またはその保護者に理解してほしい」及び「進路指導をしっかりとってほしい（自立して働けるような力をつけさせてほしい）」が同率で34.7%となっています。



**問 43 あなた（宛名のご本人）やご家族にとって、望ましい就学環境とはどのような環境だと思いますか。**

望ましい就学環境については、「地域の学校において、できるだけほかの児童・生徒と同様の教育やサポートが得られる環境」が34.7%で最も多く、次いで「特別支援学校において、専門的な教育やサポートが受けられる環境」が26.7%、「地域の学校の特別支援学級において、できるだけ専門的な教育やサポートが得られる環境」が22.7%となっています。



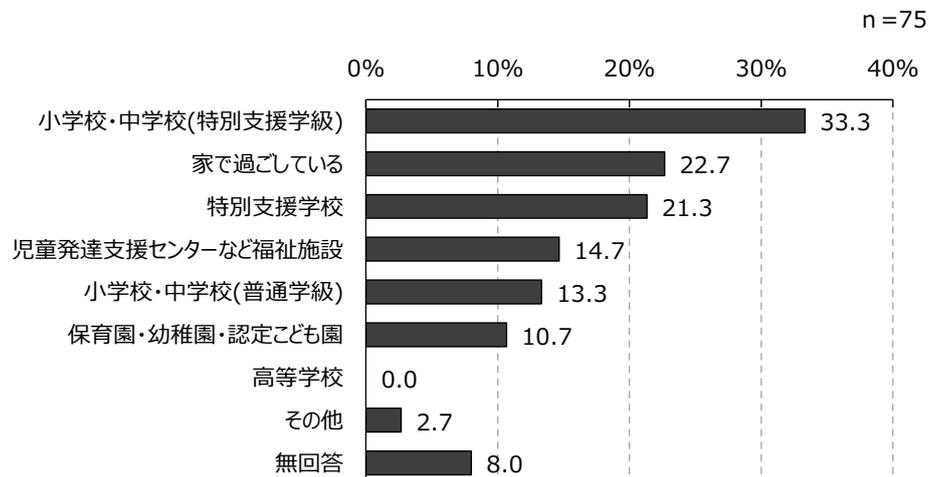
**■ 「その他」の主な意見**

地域の学校で普通級に在籍しながらも通級や加配による特別専門的なサポートが得られる環境 等

問 44 あなた（宛名のご本人）は、平日の日中をどこで過ごしていますか。

（複数回答）

平日の日中に過ごす場所は、「小学校・中学校（特別支援学級）」が 33.3%で最も多く、次いで「家で過ごしている」が 22.7%、「特別支援学校」が 21.3%、「児童発達支援センターなど福祉施設」が 14.7%、「小学校・中学校（普通学級）」が 13.3%となっています。

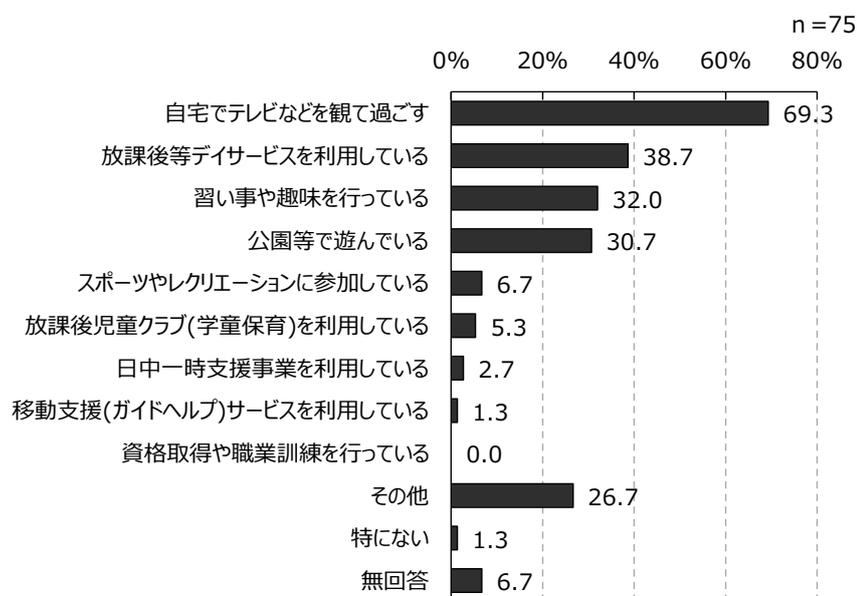


■ 「その他」の主な意見

仕事場／デイサービス 等

#### 問 45 放課後や休みの日などは、どのように過ごしていますか。(複数回答)

放課後や休みの日などの過ごし方については、「自宅でテレビなどを見て過ごす」が 69.3%で最も多く、次いで「放課後等デイサービスを利用している」が 38.7%、「習い事や趣味を行っている」が 32.0%、「公園等で遊んでいる」が 30.7%となっています。また、「その他」が 26.7%となっています。

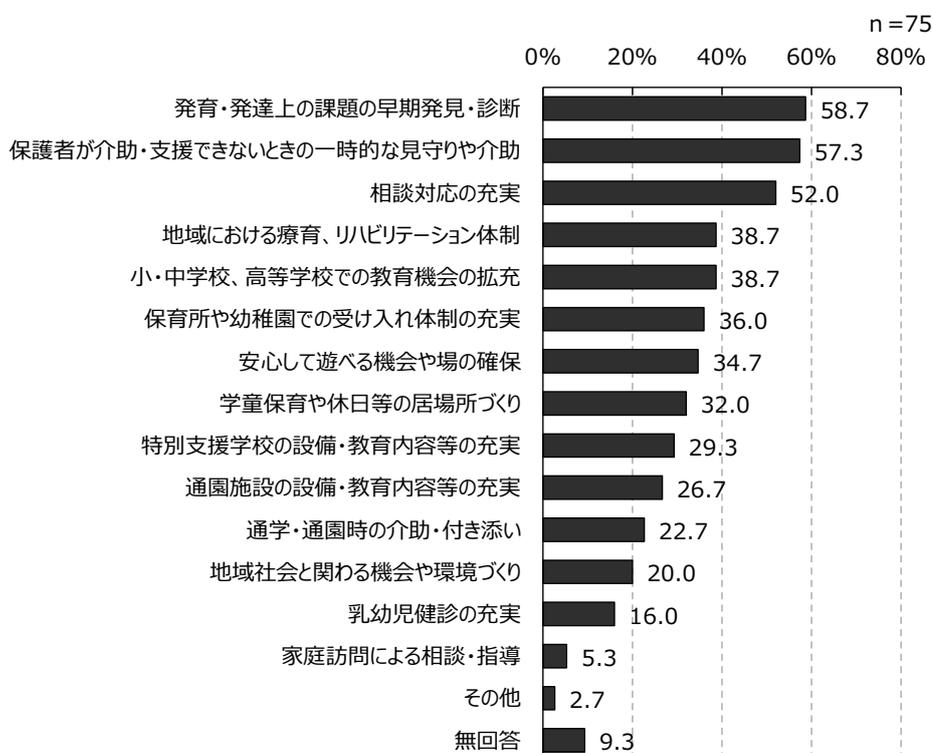


#### ■ 「その他」の主な意見

児童発達支援や病院のリハビリを利用している／タイムケア／ショートステイ／友達  
家族と外出／家族と買物へ行ったり、遠出をしているいろいろなものを見たり経験して  
いる／図書館／こども館を利用 等

## 問 46 障がいのある子どものために、特に重要だと思うものは何ですか。(複数回答)

障がいのある子どものために、特に重要だと思うことは、「発育・発達上の課題の早期発見・診断」が58.7%で最も多く、次いで「保護者が介助・支援できないときの一時的な見守りや介助」が57.3%、「相談対応の充実」が52.0%、「地域における療育、リハビリテーション体制」及び「小・中学校、高等学校での教育機会の拡充」が同率で38.7%となっています。



### ■ 「その他」の主な意見

学校職員に医療的な介助ができる人材を確保してほしい／車いすなどが通れる道路の整備／保護者への（障がい児それぞれの特性などの）知識を教えてほしいし、教育、トレーニングもしてほしいです（しかり方とか育児のコツ） 等

## 自由記述 意見一覧（一部抜粋）

◆自由記述は、アンケート調査票の自由記述設問にて「障がいのある人の保健福祉に関して、どういうところに力を入れてほしいですか。」に回答いただいたものから、主な意見を抜粋して項目ごとに整理したものです。

	項目	主な意見
1	発達障がい児への支援、対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校での生活支援、特性に応じた配慮、専門的な知識のある職員の配置をしてほしい</li> <li>・市内に児童発達支援機関を増やしてほしい</li> <li>・保育園・幼稚園の受入れ、補助の先生の確保をしてほしい</li> </ul>
2	18歳以上の子どもへの支援、対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校を卒業した子どもを預けられる施設や場所がないため、（親の）仕事に影響が出て困っている</li> <li>・施設入所はなるべくさせたくないの、個室がある共同生活ができる場所があればいいと思う</li> </ul>
3	高齢者や老後の暮らしへの支援、対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホームの入所を容易にし、待機者ゼロを進めてほしい</li> <li>・健康増進、交流、医療、介護相談などを総合的なサロン（毎日開催）を設置してほしい</li> <li>・今いる入所施設にずっといられる制度、通い続けられる施設の維持</li> </ul>
4	保護者、介護者不在の際の悩みや不安について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者死亡後に障がいのある人が行ける場所・施設の確保</li> <li>・家族が亡くなったり、倒れたりしたとき障がいのある人への心のケア、生活保護以外の経済的支援を充実してほしい</li> </ul>
5	保護者や家庭の方への支援、対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある子どもがいる家族への丁寧な対応や、心のケア、ストレス緩和のためのサポートが必要</li> <li>・自閉傾向の子どもにかかる費用が多く働かなければならないが、世話もしなくてはならないのでジレンマを抱えている</li> <li>・障がいと特定される以前の子どもを持つ親への相談場所などの支援を充実させてほしい</li> <li>・放課後等デイサービスやタイムケアを実施している事業所が通学支援（同行援護）サービスを実施するなど、通学支援サービスを充実させてほしい</li> </ul>
6	精神障がいのある人の悩みや不安について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいのある子どもを育てている親として、いつまで働けるか不安なので、働いているうちからサポートを充実させてほしい</li> <li>・日中の居場所支援を充実してほしい</li> </ul>
7	個々の特性（障がい種別、等級など）に応じた適切な支援、対応について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人ひとりの実情にあった福祉、指導、教育の拡充を進めてほしい</li> <li>・障がいの種別、程度に関わらない支援体制の充実が必要</li> <li>・適切な判断ができる指導員を増やしてほしい</li> </ul>
8	周囲の理解、差別意識について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者への理解促進のための周知活動が必要</li> <li>・インターネット等で誤った情報が流れているので情報は修正してほしい</li> <li>・子どものうちから障がいに対する理解が深まることが重要</li> </ul>
9	窓口対応、相談支援について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政の相談窓口の不足と職員の専門性を向上してほしい</li> <li>・困ったときなども含めて、気軽に相談できる環境、場所が必要</li> <li>・相談する人に対して、思いやりを持って接してもらいたい</li> </ul>
10	地域交流について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般の人との地域交流を促進してほしい</li> <li>・自分の能力を高め生かすことのできる活動の場を充実してもらいたい</li> </ul>
11	レクリエーション・外出イベント、支援などの機会について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引きこもりを防ぐため、近くに集まって話ができる場所が欲しい</li> <li>・障がい者同士の親睦を深める遠足、親睦会、旅行等を開催してほしい</li> </ul>

	項目	主な意見
12	自立に向けた生活支援について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分でできることは自分でする、依存しない自立した生活が送れるために共に考えてもらいたい</li> <li>・自分でできることを増やす教育の充実、支援が欲しい</li> <li>・親や家族がいなくなった後もひとりで生活できるサポートが欲しい</li> <li>・自立したくてもできない人への対応・配慮</li> </ul>
13	健康づくり、医療サービスについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療育センターなどを増やして、相談がすぐにできる医療環境を整備してもらいたい</li> <li>・福祉サービスの中に適切な医療を導入してほしい</li> <li>・リハビリサービスが受けられる場所を充実してほしい</li> <li>・障がいの種類に関わらない医療費の免除をしてほしい</li> <li>・健康診断を1か所で全て対応できる体制を整えてほしい</li> </ul>
14	民生委員・児童委員について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員の役割を、社会福祉協議会、包括支援センターへの委託業務として移行してほしい</li> <li>・民生委員の訪問がない</li> </ul>
15	事業所について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の教育を充実させてほしい</li> <li>・事業所で生産された製品の販売場所が不足している</li> <li>・サービスの質の向上のためにも、ヘルパーや介護職員の給料を上げてほしい</li> <li>・施設入所者の外出同行サービスの充実を望む</li> </ul>
16	就労支援について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいの特性にあった仕事のあっせん</li> <li>・就労支援A型での仕事内容がきつく、やめてしまう人が多い</li> <li>・市内で働ける場所がもっと増えてほしい</li> <li>・B型就労施設でも人並みの工賃が欲しい。賃金を上げてほしい</li> </ul>
17	移動手段について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障がいの人への交通割引制度を導入してほしい</li> <li>・市役所や中央公民館利用のためにもシャトルバスを延長してほしい</li> <li>・タクシー利用券の枚数を増やしてほしい</li> </ul>
18	ショートステイ、入所施設について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の入所施設不足</li> <li>・ショートステイの日数増加、安価利用</li> <li>・知的障がい者の入所施設の充実</li> </ul>
19	災害対策について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における障がいのある人が受ける困難の周知</li> <li>・災害時の対応内容が書かれているリーフレットを配布してほしい</li> <li>・安全な場所の確保や医療の受入れなどの支援体制を充実してほしい</li> </ul>
20	施設や設備、道路の整備（バリアフリーなど）について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康維持を目的として、身体的な障がいに配慮したプール施設を設置してほしい</li> <li>・総合公園に手すりがないので、設置してほしい</li> <li>・民間施設を利用しやすい施設構造にしてもらいたい</li> </ul>
21	支給や免除、割引制度などの経済的支援について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉金（5,000円でも1万円でも）を給付してほしい</li> <li>・経済的援助が受けられる制度を確保してほしい</li> <li>・障がい等級の低い人への助成金制度を確立してほしい</li> <li>・仕事ができない人への経済的支援を充実してほしい</li> </ul>
22	情報提供体制について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種サービス内容や施設内容がまとめられたパンフレットが欲しい</li> <li>・広報だけではなく、社協、民協、住民と連携した情報の徹底を図ってほしい</li> <li>・障がい者が受けられる支援やサービス等の情報提供を積極的に行ってほしい。もっと早く情報を提供してほしい</li> </ul>

### 3 団体ヒアリング調査

#### (1) 調査の概要

調査概要			
調査目的	障がい者団体等の障がい福祉施策に対する日頃の考えや、要望、意見の把握		
調査結果の活用方法	本計画策定における計画の方向性やサービスの見込量及び見込量確保のための方策を検討するための基礎資料として活用		
調査実施日	平成 29 年 8 月 30 日（水）、31 日（木）		
調査対象団体等	8/30（水）	11:00～12:00	東温市知的障害児者・親の会ふきのとう
		13:30～14:15	東温市視覚障害者協会
	8/31（木）	9:00～9:45	東温市身体障害者協働会
		9:45～10:30	東温市発達障がい児親の会ぽけっと
		10:30～11:30	精神保健ボランティアほのぼの
		11:30～12:30	東温市精神障がい者地域家族会
	13:30～14:15	東温市難聴者協会（パピルス）	

#### (2) 調査結果

##### ■東温市知的障害児者・親の会ふきのとう

分野	意見・要望・課題など
保護者の悩み	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもたちの学校卒業後の行き先に関する悩みが多い</li> <li>同じ障がいでも年齢や障がいの重さによって悩みごとに違いがある</li> </ul>
会員の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体の年齢が高くなっており、若い世代の入会が難しい</li> <li>保護者の年齢も上がっているが子どもの年齢も上がっている</li> </ul>
交流の機会	<ul style="list-style-type: none"> <li>最近は保育園や学校で送迎バスが出るので親同士の交流の機会が減った</li> <li>会員の子どもは、一人ひとり個性が異なるので新しい交流の場に加わることは難しい</li> </ul>
日中の過ごし方	<ul style="list-style-type: none"> <li>日中一時支援は子どもが大きくなればあまり利用しなくなるかもしれないが、当事者が小さい頃は近くに必要だと思う</li> <li>市内に施設が建たないのであれば、せめてグループホームのように誰かが見てくれるところが必要</li> <li>グループホームは、専門的ではない職員もおり、全ての職員が利用者の個々の特性に応じた専門的な対応ができる訳ではなく難しい</li> <li>就労継続支援 B 型を利用している人の中には、グループホームではなく家で過ごしたいと話している</li> </ul>

## ■東温市視覚障害者協会

分野	意見・要望・課題など
会員の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、正会員が 10 名、賛助会員が 3 名で会員が高齢になっている</li> <li>・ 会員は最初から参加されている方で、新規会員はなかなか集まらない</li> <li>・ 家族の理解が得られず、困っている人の情報が得にくい（会員を募りにくい）</li> </ul>
移動の手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東温市は同行援護の時間を多く支給してくれ、充実している</li> <li>・ しかし、同行援護は公共交通機関を利用することになっているが、東温市は公共交通手段が少なく不便を感じる（会員との交流に不便）</li> <li>・ タクシー券も有限、ボランティアの協力にも限度があり困ることがある</li> <li>・ 日盲連でも車を利用したい意見が出ているが事故の問題もありなかなか進んでいない様子</li> </ul>
災害等への対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東温市は障がい者への災害対策が進んでいないと感じる</li> <li>・ 避難所指定は進められているが、避難経路や方法を検討する際には当事者も含めた会を検討してほしい</li> <li>・ 障がいのある人の所在地を避難マップに落としてあると安心</li> </ul>
交流の機会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会員は全て中途失明者であり積極的にいろいろな会（健康会など）に参加している</li> <li>・ 障がい者同士で助け合えることもあると思うが、市には連合会のような集まりがなく、障がい者全体で共有できる機会がない</li> </ul>

## ■東温市身体障害者協働会

分野	意見・要望・課題など
周囲の理解・配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がいのある人への思いやりが不足しているという声を聞く</li> <li>・ 障がいのない人がたとえ善意で行った言動でも、人前で障がいのある人がつらい思いをすれば、その人は外に出ていきたくなくなってしまう</li> <li>・ 市役所でも課によって対応が不十分なケースがある</li> <li>・ 福祉関係の人には当事者に対して怒ったりせず、もう少し控えめに接してもらえればと思う</li> </ul>
交流の機会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がいのある人が気軽に集まれる場があるとよいと思う</li> <li>・ 川内地区の方に福祉会館があるとよい</li> <li>・ 保健センターの一室を障がいのある人が集まれるように開放してほしい</li> <li>・ 中央公民館にいつでも立ち寄れる部屋を貸し出してほしい</li> <li>・ 障がいのある人だけで集まれるサロンを開催してほしい</li> <li>・ 障がいのある人が外に出てこられるような支援・取組を推進してほしい</li> </ul>
会員の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報の問題もあり、障がいのある人がどこに住んでいるか把握できず、声をかけられない</li> <li>・ 市から補助金や負担金をもらってサービスや活動、交流会をしているが、障がいのある人から会費をもらうことはなかなか難儀</li> </ul>

## ■東温市発達障がい児親の会ぽけっと

分野	意見・要望・課題など
会員の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員の4～5人が中心となって動かしている</li> <li>・会員はみんな共働きで、仕事と子育ての合間をぬって活動をしている</li> <li>・子育てに困っている人たちに集ってもらって、同じような悩みを抱えている保護者同士が打ち明けられるような会にしたいと考えている</li> </ul>
会の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講演会のほかに座談会も開催しているが、固定してきて、集まりにくい</li> <li>・学校などで講演会を開催すると参加者が集まりやすいが、講師への謝礼、交通費、雑費や宣伝費など費用がかかるので頻繁にはできない</li> <li>・活動拠点は土日開催、飲食可能な場所がよいが、なかなか見つからない</li> <li>・保護者は子どもの発達に不安を抱いていても、医師から明確な診断を受けない限り、講演会や勉強会などに参加しようとしてくれない</li> </ul>
災害等への対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時に一時避難所を訪れる際に、保護者の同伴が1人だけなど条件があるので、福祉避難所があるとよい</li> <li>・日頃から地域の人たちに障がいのことを知ってもらっていると安心</li> <li>・2年前から防災訓練の日と抱き合わせで避難場所を利用したキャンプを開催していて、参加者は地区在住者10名程度</li> </ul>
交流の機会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者には障がいのある子どもだからといって人目から隠したりせず、お祭りなどの行事に積極的に参加して交流をしてもらいたい</li> </ul>

## ■精神保健ボランティアほのぼの

分野	意見・要望・課題など
会員の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員は9名、高齢化によりボランティア活動参加者は現在、6名程度</li> <li>・若い人のボランティア参加者はほとんどいない</li> <li>・精神障がいのある人への対応に抵抗を感じて関わってくれない人が多い気がするが、特別な対応は必要ないし、交流は楽しいと感じる</li> </ul>
会の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧重信地区にもデイケア施設があればという声もあるが、活動場所を増やせるほどスタッフがいない</li> <li>・活動拠点の青空ハウスの老朽化が進む中、いつまで利用できるか不安</li> <li>・移動手段があればデイケアを利用したいと思っている人がたくさんいる</li> <li>・利用者、ボランティアが少ないのもっと増えてにぎやかにしたい</li> </ul>
交流の機会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の中には婚活や体操教室等に通う人もいるが、理解のない人もいて、やめさせられたり傷ついたりしている</li> <li>・デイケアの利用者からは、決まった日ではなく日頃からいつでも当事者同士で交流できる場所があればいいのにと話がある</li> <li>・サロンのように常駐する人が1人いて、お茶が出せる気軽な場所で当事者同士が話をしやすいような場所が欲しい</li> </ul>
災害時の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障がいのある人は家族が隠したりするので地域とのつながりがない</li> <li>・障がいのある人に向けた防災訓練が開催されてもよいように思う</li> </ul>

## ■東温市精神障がい者地域家族会

分野	意見・要望・課題など
会の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族会からグループホームが欲しいという話ができる</li> <li>・ グループホームを立ち上げようとしている事業所が市内にあるが、利用者の確保や対応について調整が難しいため進められていない</li> <li>・ 4～5年前は会員がおらず1人きりだった</li> <li>・ 1人の活動が2～3年続き、やめたいと思ったこともあったが、砥部町の会長と副会長がわざわざ何度も訪ねてきてくれたし、まだ東温市には精神障がいのある人の家族が大勢いることも知っていた</li> <li>・ みんな苦しい思いをしていると思うし、いろいろ知恵や知識を集められると思い、頑張っている</li> <li>・ 3年前から新しく5人増え、現在活躍している人は6名程度</li> </ul>
医療費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神障がいのある人も医療の費用を半額にしてもらえればと思う</li> </ul>

## ■東温市難聴者協会（パピルス）

分野	意見・要望・課題など
会員の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在、活動できる人は3人、ボランティア3人の体制</li> <li>・ 協会に参加する会員が固定化している</li> <li>・ 新しい会員を増やしたいと思っているが、難聴で困っている人がどこにいないかわからないので声もかけられない</li> <li>・ 困っている人、ひとりで寂しい人はたくさんいると思う。そうした人に「よかったらお茶でも飲みにおいで」と呼びかけたい</li> </ul>
情報の取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の難聴者協会や市の協働会に登録しているので情報等はずっとメール連絡があり把握できている</li> <li>・ 今はスマートフォンなどのSNSで簡単に文字情報のやり取りができるようになったので情報の取得が楽になった</li> <li>・ しかし、メールは一方のみの情報発信なので、同時にやり取りができない</li> <li>・ 発信者が情報の正確さや言葉のニュアンスを間違えると誤解が生じてしまいやすく、多々トラブルが起きている</li> </ul>
交流の機会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スマートフォン用のコミュニケーション支援アプリケーションがあり、これを利用し、専用のデジタル無線方式小型マイクにしゃべりかけるとBluetooth機能でスマートフォンに情報が伝わり画面に話した内容が文字で表示される</li> <li>・ 難聴者協会の勉強会では、スマートフォン画面の文字をパワーポイントで投影することで、登壇者の話を全員が同時に理解することができるのでとても便利</li> <li>・ 難聴の人はスムーズに会話がしたいと思っているので、手話を学びたいと思っている人はいる</li> </ul>
交通の手段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要約筆記の条件を広げて、県外への要約筆記者の同行を許可してほしい</li> <li>・ 行きたいと思うところに自由に行けないのは差別に該当すると思う</li> </ul>

## 4 東温市障害者基本計画等策定委員会規則

---

(平成 24 年 12 月 28 日規則第 66 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、東温市附属機関設置条例（平成 24 年東温市条例第 2 号。）第 3 条の規定に基づき、東温市障害者基本計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の構成、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、地域の実情を反映した障害者基本計画等（以下「計画」という。）が、総合的かつ体系的に策定されるよう調査及び審議し、その意見を答申する。

(組織等)

第 3 条 委員会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害福祉サービス事業者を代表する者
- (3) 障害者または市民を代表する者
- (4) 委託相談支援事業所を代表する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長を 1 人置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委員会の目的が達成されたときまでとする。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 7 条 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(その他)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 5 東温市障がい者基本計画等策定委員会委員名簿

(順不同、敬称略)

区分	役職名	氏名	備考
1号委員	東温市医師会会長	八木 拓	
	東温市議会文教市民福祉委員会委員長	渡部 繁夫	
2号委員	障害者支援施設三恵ホーム施設長	渡部 雅人	
	しげのぶ清愛園園長	宇都宮 浩司	
	社会福祉法人馴鹿 アイセルプ施設長	八木 和夫	
	重信更生園施設長	西村 洋子	
3号委員	東温市民生児童委員協議会会長	宮田 恵子	
	東温市身体障害者協会会長	伊賀 功	
	東温市知的障害児者・親の会ふきのとう会長	川上 光子	
	東温市肢体不自由児・者父母の会会長	窪田 美治	
	東温市精神障害者地域家族会会長	高須賀 千草	
	東温市視覚障害者協会会長	白戸 美由紀	
4号委員	東温市社会福祉協議会会長	藤原 弘	会長
5号委員	愛媛県中予保健所健康増進課長	荒木 周一郎	
	愛媛県立しげのぶ特別支援学校校長	喜安 勝也	副会長
	愛媛県立みなら特別支援学校校長	二宮 裕慈	
	東温市小中学校校長会会長	今西 俊介	
6号委員	東温市特別支援教育指導員	渡部 徹	

1号委員：学識経験を有する者

2号委員：障害福祉サービス事業者を代表する者

3号委員：障害者・市民を代表する者

4号委員：委託相談支援事業所

5号委員：関係行政機関の職員

6号委員：その他市長が必要と認める者

障がい福祉計画・障がい児福祉計画  
(平成 30 年度～平成 32 年度)  
～自立と共生のまちづくりをめざして～

---

発行年月：平成 30 年 3 月

発 行：東温市 市民福祉部 社会福祉課

住 所：〒791-0292

愛媛県東温市見奈良 530 番地 1

T E L : 089-964-4406

F A X : 089-964-4446